

平成23年12月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 横山 敏 和
平成19年（行ウ）第17号 政務調査費違法支出不当利得返還命令請求事件
口頭弁論終結の日 平成23年7月15日

判

決

徳島市

原 告

徳島市

原 告

徳島市

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

石 川 量 堂

徳島市幸町2丁目5番地

被 告

徳 島 市 長 原 秀 樹

被告訴訟代理人弁護士

朝 田 啓 祐

同

志 摩 恭 臣

同

安 田 稔 男

主

文

- 1 被告は、別紙28の議員名欄記載の者に対し、それぞれ別紙28の各人の認容金額欄記載の金員を請求せよ。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その4を原告らの、その余を被告の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙1の議員名欄記載の者に対し、それぞれ別紙1の各人の請求金額欄記載の金額及びこれらに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5

分の割合による金員を請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、徳島市の住民である原告らが、被告に対し、徳島市議会議員らが徳島市より交付を受けた政務調査費の支出について、議員の調査研究に資すると認められない違法な支出であり、違法支出分は法律上の原因を欠く不当利得であるとして、当該議員らに不当利得返還請求をすることを求めて地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づく住民訴訟を提起する事案である。

2 前提事実（争いがないか、引用の別紙記載の証拠等により容易に認定できる。）

(1) 当事者

ア 原告らは、いずれも徳島市民であり、被告は徳島市長である。

イ 岡孝治、岡南均、岸本和代、喜多宏思、小林和夫、坂井積、佐々木健三、鈴江清、田村慶徳、中本美保子、西林幹展、美馬秀夫、森井嘉一、吉本八恵、岸本安治、山口悦寛、村上稔、笠井国利、小林淳治、折目信也、板東實、広瀬和範、宮内春雄、隅倉純爾、浜田義雄、三木明（以下、併せて「相手方ら」という。）は、平成18年度に徳島市議会議員であった者である。

(2) 政務調査費の交付

相手方らは、各々、平成18年4月17日に同月1日から同年12月31日の期間に係る政務調査費として63万円（以下「前期分」という。）を、平成19年1月15日に同月1日から同年3月31日の期間に係る政務調査費として21万円（以下「後期分」という。）をそれぞれ徳島市より交付された。

(3) 相手方らによる支出及び収支報告書の提出

相手方らは、各々、平成18年4月1日から同年12月31日までの間、前期分の政務調査費を別紙2ないし27の各枝番号2記載のとおり支出した。

相手方らは、各々、平成19年1月1日から同年3月31日までの間、後期分の政務調査費を別紙2ないし27の各枝番号3記載のとおり支出した。

相手方らは、各々、徳島市より交付を受けた政務調査費について、別紙2ないし27の各枝番号1記載のとおり、前期分及び後期分を支出したとして収支報告書を作成し、これを徳島市議会議長に提出した。

なお、上記各議員の支出は、政務調査費として計上していないこと、領収書等の添付がないことなどの理由により収支報告書の記載と一部異なる部分が存在する。

(4) 監査請求

原告らは、平成19年9月13日、相手方らが違法に政務調査費を支出したとして、その返還を求める監査請求を徳島市監査委員に対して行った。徳島市監査委員は、同年11月12日、監査請求には理由がないとして棄却決定を行い、その通知は、翌13日、原告らに到達した。

(5) 原告らは、平成19年12月11日、本件訴えを提起した。本件訴えについて、平成20年3月6日までに相手方らに対する訴訟告知がされた。

3 関係法規の定め

(1) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ（法100条14項前段）、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされている（同条15項）。

当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（法100条14項後段）。

(2) 徳島市は、法の規定を受けて、徳島市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）、徳島市政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「本件規則」という。）を制定し、政務調査費の交付について以下のように規定している。

ア 政務調査費は、以下に掲げる期間（以下「交付対象期間」という。）に応じた以下に掲げる額を、議員に対して、交付する（本件条例 2 条、3 条 1 項）。その交付は、各交付対象期間の最初の月（以下「交付月」という。）に交付される（本件条例 3 条 2 項）。

(ア) 4 月 1 日から 12 月 31 日まで

63 万円。但し、申請額が 63 万円に満たない場合には当該申請額。

(イ) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

21 万円。但し、申請額が 21 万円に満たない場合には当該申請額。

イ 政務調査費の使途基準

(ア) 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費を本件条例別表で定める使途基準（以下「使途基準」という。）に従い使用し、議員の調査研究に資するため必要な経費以外のために使用してはならない（本件条例 7 条 1 項）。使途基準の内容は以下のとおりである。

a 研究研修費

議員が研究会、研修会等を開催するために要する経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会などに参加するための経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等）

b 調査旅費

議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）

c 資料作成費

議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印

刷製本費，翻訳料，事務機器の購入費又はリース料等)

d 資料購入費

議員の行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費

e 広報費

議員の行う調査研究活動及びその結果について住民に報告するために要する経費（広報誌又は報告書印刷費，送料，会場費等）

f 広聴費

議員の調査研究活動として住民からの市政，政策等の要望，意見等を吸収するために開催する会議等に要する費用（会場費，印刷費，茶菓子代等）

g 人件費

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

h 事務所費

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理等に要する経費（事務所賃借料，維持管理費，備品又は事務機器の購入費若しくはリース料等）

i その他の経費

上記以外の経費で議員が行う調査研究活動のために必要な経費

- (イ) 市長は，政務調査費の交付を受けた議員が，政務調査費を議員の調査研究のために必要な経費以外のものに使用したと認める場合は，調査研究に資するため必要な経費以外のものに使用したと認められる額に相当する額の政務調査費の交付決定を取り消し，当該議員に対し，その返還を命じなければならない（本件条例7条2項）。

ウ 交付の手続

- (ア) 政務調査費の交付を受けようとする議員は，交付対象期間ごと，交付月

の1日から5日までの間に、当該交付対象期間分の政務調査費について、市長に対して、議長を経由して、政務調査費の交付を申請する（本件条例4条）。

政務調査費の交付申請は、本件規則別記様式第1号（その1）に定める書面によって行わなければならない（本件規則2条1項）、当該申請書には、交付対象期間及び交付申請額を記載する。交付申請額には、実際に使用を予定している金額又は本件条例3条1項に定める交付対象期間に相応する交付額のうち、いずれか少ない金額を記載する。

- (イ) 議員より政務調査費の交付の申請を受けた市長は、これを審査し、政務調査費を交付すべきものと認めたときは、速やかに政務調査費の交付の決定をし、当該申請をした議員に対し、議長を経由してその旨を通知する（本件条例5条）。

当該決定は、本件規則別記様式第2号（その1）に定める書面によって行わなければならない（本件規則3条1項）、当該決定通知書には、政務調査費の交付を決定した旨、交付対象期間及び交付決定額を記載する。

- (ウ) 交付決定の通知を受けた議員は、交付月の10日までに、市長に対し、政務調査費の交付を請求し（本件条例6条1項）、市長は、当該請求に基づき、交付月の15日（その日が徳島市の休日を定める条例1条に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日）に当該請求に係る政務調査費を交付する（本件条例6条2項）。

エ 収支報告書等の提出など

- (ア) 政務調査費の交付を受けた議員は、交付対象期間ごとに、当該交付対象期間に交付された政務調査費に係る収入及び支出を記載した書類（以下「収支報告書」という。）を調製し、これに領収書等（政務調査費を支出した事実を証するに足りる支出目的、支出年月日及び支出金額を記載した領収書その他これに準ずる書面をいう。）を添付して、当該交付対象期間

の翌交付期間の初日から30日以内に議長に提出しなければならない（本件条例8条1項）。政務調査費の交付を受けた議員が、前記収支報告書及び領収書等を提出すべき期間（以下「提出期間」という。）内にこれらを提出しない場合、当該議員は、当該交付期間内に交付された政務調査費を使用しなかったものとみなされる（本件条例8条3項前段）。

政務調査費の交付を受けた議員から前記収支報告書の提出を受けた議長は、当該収支報告書の写しを提出期間の末日から5日以内に市長に送付しなければならない（本件条例8条4項）。また、議長は、提出を受けた収支報告書及び領収書等を、当該収支報告書及び領収書に係る政務調査費を支出した会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない（本件条例8条7項）。

議長が保存する収支報告書及び領収書等は、徳島市情報公開条例の定めるところにより公開等が行われる（本件条例14条）。

- (イ) 政務調査費の交付を受けた議員は、各年度ごとに、当該年度に交付を受けた政務調査費の支出明細について記載した会計帳簿を調製し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない（本件条例10条）。

オ 市長による返還命令

- (ア) 政務調査費の交付を受けた議員が、提出期間内に収支報告書及び領収書等を提出しない場合は、当該交付対象期間に交付された政務調査費を使用しなかったものとみなす。この場合において、市長は、当該議員に対し、当該交付対象期間に交付された政務調査費の全額の返還を命じなければならない（本件条例8条3項）。

- (イ) また、市長は、議員が各交付対象期間に交付を受けた政務調査費の額から議員の調査研究に資するため必要な経費として当該各交付対象期間の初日から末日までの間に支出した総額を控除して残余があると認める場合は、

当該残余额に相当する額の政務調査費の交付決定を取り消し、当該議員に対し、その返還を命じなければならない（本件条例9条1項）。

議員が各交付対象期間に支出した政務調査費は、当該支出の原因である事実が存するときに議員でない場合を除き、当該交付対象期間に使用したものみなされる（本件条例9条2項）。

4 争点及びこれについての当事者の主張

本件争点は、相手方らによる政務調査費の支出が使途基準に従った適法なものか否かである。

(1) 政務調査費の支出の適法性判断基準

(原告らの主張)

ア 政務調査費の支給目的は「議員の調査研究に資するため」であるから、議員による政務調査費の支出が徳島市政に関する調査研究に資すると認められない場合、当該支出は、当然、違法支出として返還が求められる。

政務調査費交付の趣旨が政務調査費の使途の透明化にもあり、その要請に基づき本件条例で使途基準を定め、会計帳簿等の整備保管を要請し、議長に調査権限を認めていることなどに照らせば、支出内容が使途基準に適合しているかを確認できないような場合などには、当該政務調査費の支出を適法な支出と認めることはできず、法律上の原因を欠く不当利得として返還すべきである。

イ 仮に調査研究と支出との関連性が認められる場合であっても、事務所賃料や人件費、電話代その他通信費、備品等のリース料など政党活動、選挙活動、講演会活動あるいは私的な活動などの他の目的にも用いることが可能な支出については按分した額をもって調査研究活動に充てた支出と考えるべきである。

(被告の主張)

ア(ア) 地方議会及び地方議員に求められる能力は、時とともに高度化、複雑

化、専門化しており、また、地方議員の活動の中には長期的視野に立って地道な活動を要するものも少なくない。政務調査費交付の目的は、地方議員の調査研究に関する費用を支弁し、調査活動基盤を充実させ、地方議員の政策立案能力、審議能力を高め、地方議会の活性化を図ることにあり、各議員がいかに政策立案能力、議案審議の向上に努めるかについては各議員の責任のもとでの自主的判断が尊重されるべきである。

それゆえ、政務調査費の支出が議員の調査研究活動に資するという政務調査費交付の目的及び使途基準に合致していないと明白に認められる場合を除き、政務調査費の支出は違法性を帯びないと解すべきである。

(イ) 本件条例上、市長は収支報告書の送付を受けるのみで、支出についての調査権限等は与えられていない。市長は政務調査費の残余の返還を求めることができるが、本件条例の規定からすれば、収支報告書より明らかに残余がある場合に返還を求めることができるに留まるから、政務調査費の趣旨や使途基準に反することが明らかでない限り、返還義務はない。

イ 原告らは、調査研究以外の活動に用いることが可能である場合の按分計算を主張するが、単なる可能性をもって按分計算をすべきではなく、現に他の目的、活動にも使用された場合に限り、按分計算によるべきである。

(2) 研究研修費の支出

(原告らの主張)

ア 相手方らのうち、研究研修費として政務調査費を支出しているのは、岡孝治、岡南均、岸本和代、美馬秀夫、笠井国利、小林淳治、宮内春雄、隅倉純爾の8名である。

イ 政務調査費の支出として会費やセミナー、勉強会の受講料、講演会入場料、学会会費などを支出しているが、会費の支払いの対象である団体や参加した勉強会などの内容などが明らかではなく、徳島市政との関連性が認

められないことから、調査研究に資する支出と認めることはできない。講師料や研修のための会場使用料についても行われた講演内容、研修内容が明らかでないから、同様である。

視察や会派研修などの旅費の政務調査費としての支出は、後述の調査旅費と同様に違法である。

(被告の主張)

研究研修費の対象となる研究会などの内容等には特段の限定はなく、また政務調査費交付の目的に照らせば支出対象となる研究会などを限定して捉える必要はない。それゆえ、調査研究とは明らかに関係のない研究会などについて研究研修費を支出した場合を除き、返還の対象とはならない。

(3) 調査旅費の支出

(原告らの主張)

ア 相手方のうち、調査旅費として政務調査費を支出しているのは、岡孝治、岸本和代、坂井積、美馬秀夫、森井嘉一、山口悦寛、村上稔、笠井国利、小林淳治、折目信也、板東實、広瀬和範、隅倉純爾、浜田義雄、三木明の15名である。

イ 調査旅費の支出と認められるためには、調査の目的、対象、日時、場所、調査の内容及び結果、調査のテーマ選定の経緯、調査結果が政策立案に反映されたか否かなどが明らかとされなければならない。これら、特に調査の目的、内容、結果が不明である場合には、観光目的の場合との区別が困難であり、調査と徳島市政との関連性が認められず政務調査費の支出と認められない。また、訪問都市が明らかにされている場合であっても、具体的な訪問先が明らかでない場合には、調査内容が明らかではないから政務調査費の支出とは認められない。相手方らの調査については報告書等も存在せず、旅費の支出と調査との関連性を確認できない以上、調査旅費の支出と認めることはできない。

(ア) 訪問先が観光や娯楽的要素の強いもの

下記の支出については調査目的が明らかではなく、一般の観光と区別できないことから、違法な政務調査費の支出である。被告は、視察先での調査内容について主張するが、具体的な調査の内容は不明であって、被告の主張を前提としても観光目的の場合との区別はつかず、調査研究活動と呼ぶに相応しい活動が行われたかは明らかでないから徳島市政との関連性は認められない。

- a 岸本和代の別紙4-2調査旅費1, 別紙4-2調査旅費2ないし13, 別紙4-2調査旅費18ないし24, 別紙4-2調査旅費25ないし28, 別紙4-2調査旅費29ないし33, 別紙4-2研究研修費1ないし4の支出

別紙4-2調査旅費2ないし13のうちマリンピア神戸の駐車場料金として200円を支出しているところ、これについては400円の割引がされている。マリンピア神戸の駐車場の割引は、三井アウトレットパークにおいて1店舗3000円以上の買い物をした場合に1時間分200円の割引を最大2店舗分、2時間分受けられるものであり、他方、神戸市立水産体験学習館（マリンピア神戸さかなの学校）への入館により前記割引を受けることはできない。

したがって、岸本和代は、三井アウトレットパークにて買い物をしたものであり、また、神戸市立水産体験学習館（マリンピア神戸さかなの学校）に入館した証拠は存在しないことから、調査研究は行われておらず、支出と調査研究との間に関連性がない。

- b 坂井積の別紙7-2調査旅費1及び2の支出
c 森井嘉一の別紙14-2調査旅費4ないし6の支出
d 山口悦寛の別紙17-2調査旅費3及び4の支出
e 折目信也, 板東實, 広瀬和範, 宮内春雄, 隅倉純爾, 浜田義雄, 三

木明の平成18年6月29日から同年7月1日の北海道視察（別紙21－2調査旅費9ないし17，別紙23－2調査旅費1ないし9，別紙24－2調査旅費1ないし9，別紙25－2調査旅費1ないし9，別紙26－2調査旅費4ないし12，別紙27－2調査旅費1ないし9。以下，「折目ら7名の北海道視察」という。）

(イ) その他会合や行き先が明確なもの

これらは調査活動の内容が明らかにされていないことから，調査研究との関連が明確ではなく，違法な政務調査費の支出である。

a 岡南均の別紙3－2研究研修費1ないし13，15，16，18及び別紙3－3研究研修費1ないし3の支出

いずれについても参加したセミナーや学会などの内容や提供された資料が具体的には明らかにされていないため徳島市政との関連性は明らかでない。飲食店経営をする岡南均は，事業経営者として事業の維持，発展のために各セミナーに参加しているのであり，市政との関連性はなく，あるいは極めて薄いことから政務調査費の支出と認めることはできない。

b 小林淳治の別紙20－2研究研修費1の支出

c 岸本和代の別紙4－2調査旅費14ないし17の支出

d 森井嘉一の別紙14－2調査研究費3，8及び9の支出

(ウ) 上記以外の調査旅費の支出については調査の行き先，調査活動の内容が明確にされていないことから，調査研究との関連が明確ではなく，違法な政務調査費の支出である。仮に被告主張の調査を前提としても，調査内容が明らかにされていないことから，調査研究との関連性を認めることはできない。

(エ) 折目信也の平成19年1月30日の代行タクシー料金の支出（別紙21－3調査旅費2）は，同人が調査先で飲酒したために調査先から戻る

ため支出したことが疑われる目的外支出である。

ウ 地方議員の活動の中には長期的視野に立ち地道な活動を要するものも存在するが、具体的政策立案につながらない調査活動についても調査活動の内容自体を説明することは可能かつ容易である。領収書の記載から支出と調査の関連性は明らかではなく、これについて相手方らは説明しないのであるから、調査研究との関連性を認めることはできず、違法である。

(被告の主張)

ア 調査旅費の対象となる視察先は、市の内外、県外、国外を問わず、また、政務調査費交付の目的に照らせば、調査のために必要な旅費を政務調査費として支出することは当然である。それゆえ、単なる観光目的の旅行や私的旅行など明らかに調査研究を行ったとは認められない旅行の場合を除き、政務調査費の支出は適法である。

イ 原告らの観光や娯楽的要素の強い訪問先であるとの主張について

(ア) 岸本和代の支出

a 別紙4-2 調査旅費1の支出は、徳島県海部郡牟岐町のモラスコむぎを視察し、体験学習の拠点となる施設のあり方、不登校児童、生徒の学校復帰、社会的自立を支援する自然体験の場のあり方を検討したものである。同人は、平成18年12月7日には本会議においていじめ問題等学校教育問題について質問している。

b 別紙4-2 調査旅費2ないし13の支出は、同備考欄記載の視察に係るものである。大阪市内は、河川周辺の景観整備と文化施設の調和である魅力ある都市空間を創出する町作り施策を学ぶことを、神戸市内は、地域産業の活性化と新たな漁業構造の確立に挑戦する拠点施設の整備を学ぶことを主眼とした視察である。

三井アウトレットパークでの買い物の事実は不知。仮に買い物の事実があったとしても、調査研究の事実が否定されるものではなく、支

出と調査研究との関連性は否定されない。

- c 別紙４－２調査旅費１８ないし２４の支出は、同備考欄記載の視察に係るものである。その目的は、地域資源を活かした魅力ある郷土作り施策、観光立国を目指し地方から付加価値を生み出し情報を発信する戦略などを学び、水の都市徳島の町づくりの参考とすることにより、八万堀周辺をレンタサイクルで視察し、近江八幡市の風景づくりの事業推進を調査するなどし、その成果は、同議員、会派における景観条例の検討や環境モデル都市の検討、「心おどる水都・徳島」構想などに反映され活かされている。
- d 別紙４－２調査旅費２５ないし２８の支出は、同備考欄記載の施設視察のほか香川県丸亀市の鉄道駅周辺整備と中心地街の町づくりについて調査視察に係るもので、その成果は、徳島駅周辺鉄道整備事業等の検討に反映されている。
- e 別紙４－２調査旅費２９ないし３３の支出は、民官が一体となった町づくりにより観光、文化資源を発掘できないか、郷土の偉人とその関連施設整備のあり方の知見を深めるため、同備考欄記載の視察を行い支出したものである。その成果は、郷土の歴史・文化の継承、中心市街地の活性化、新町西地区市街地再開発事業等の検討に反映され、新町橋東公園に鳥居龍蔵博士の顕彰碑完成という形で実現している。
- f 別紙４－２研究研修費１ないし４の支出は、阪神大震災の記録から防災対策を学ぶこと、花と緑を活かした施設整備を検討することを目的とした同備考欄記載の視察のための費用である。

(イ) 坂井積の支出

別紙７－２調査旅費１の支出については、徳島市と同様に踊りのある奄美市の状況を調査している。その結果は、産業交通委員会などに反映されている。別紙７－２調査旅費２の支出についても、奄美市議会局長

との面談，商店街の訪問，商工会幹部との面談を行っている。そして，委員会において奄美市に阿波踊りと同様の踊りがあること，藍染めと同様の染め物がある実情を報告している。

(ウ) 森井嘉一の支出

a 別紙 1 4 - 2 調査旅費 4 の支出は，同備考欄記載の施設視察に係るものであり，徳島市が推進する音楽芸術ホールに関し必要な調査を行うとともに大阪市水上バスを視察して今後の市政への提言等の資料としている。

b 別紙 1 4 - 2 調査旅費 5 は，中心市街地の商店街活性化対策等の知見を得るため高知市内を訪れ，朝市及び関係地域商店街の視察を，別紙 1 4 - 2 調査旅費 6 は，徳島市立動植物園の利用者増及び活性化のため成功例である旭山動物園等を訪問視察したものである。

(エ) 山口悦寛の支出

別紙 1 7 - 2 調査旅費 4 の支出は，同備考欄記載の施設がまちの活性化のため有効な施設かを検討するため視察したものであり，同日 1 日で視察を実施していることから観光目的ではない。

(オ) 折目ら 7 名の北海道視察は，北海道旭川市，札幌市において別紙 2 1 - 2 調査旅費 9 ないし 1 7 の備考欄記載の施設を訪問し，成功例である旭山動物園の管理運営についての聞き取りや札幌市中央卸売市場の市場規制緩和に伴う今後の運営等についての聞き取りを実施したものである。札幌市ノーザンホースパークも徳島市における同種の施設設置可能性の検討のため実地調査を行ったものである。

以上のとおり，上記視察は観光目的の旅行ではなく，調査旅費としての支出は適法である。

ウ その他行き先や会合が明確なものについての主張

(ア) 岡南均の別紙 3 - 2 研究研修費 1 ないし 1 3，1 5，1 6 及び 1 8 並

びに別紙３－３研究研修費１ないし３の調査研究の対象は、各備考欄記載のとおりであり、同人は、この調査研究により各分野の知見を深め、その成果を活用し、例えば、病院事業、人材育成、ＮＰＯ法人、指定管理者制度について本会議で質問するなどしている。

(イ) 小林淳治の別紙２０－２研究研修費１の支出に係る講演は、徳島市内のホテルで実施されたものであって旅行によって何らかの会合に参加したのではない。

(ウ) 岸本和代の別紙４－２調査旅費１４は、徳島市民からの相談を受け、その聴き取りを行うことに要した費用である。同１５は、徳島市内の富田小学校周辺の児童の安全確保と地域ぐるみで学校を支援する取り組みを調査した際の費用であり、関係者からの事情聴取、状況の見聞を行っている。同１６及び１７は、株式会社パソナの水耕栽培、ＬＥＤ栽培を視察し、環境との調和を重視した農業技術の開発と雇用創出、農業へのＬＥＤ産業の活用等の検討に要した費用であり、本会議においてＬＥＤの活用について質問するなど調査の成果を活用している。

(エ) 森井嘉一の別紙１４－２調査旅費３は、同備考欄記載の機関を訪問するのに要した費用であり、中心市街地再開発事業の支援内容及び手法について説明を受け、本会議において中心市街地活性化策、まちづくり三法について質問するなどして成果を活用している。別紙１４－２調査旅費８は、都市再生機構が行う事業に関して補助金や助成内容の説明を、別紙１４－２調査旅費９は、四国横断自動車道阿南市・徳島市間に関していわゆる新直轄事業の推進方法等について説明を受けるために要した旅費である。

エ 原告らが行き先不明な旅行とするものについても、視察先が明らかにされており、視察先において調査研究が実施されていることから調査研究との関連性を認めることができる。

オ 議員の活動には中長期的な視点から成果が発揮されるものなどもあることから調査研究が政策立案に反映されたかを問題視することは議員の政策立案能力等の向上を妨げるおそれがあり妥当ではない。また、報告書が存在しないことにより調査研究の効用は減殺されるものではない。

(4) 資料作成費

(原告らの主張)

ア 相手方のうち、資料作成費として政務調査費を支出しているのは、岡孝治、岸本和代、喜多宏思、小林和夫、坂井積、佐々木健三、田村慶徳、中本美保子、西林幹展、吉本八恵、山口悦寛、笠井国利、宮内春雄の13人である。

イ(ア) 資料作成費として計上されている具体的費目は、パソコン周辺機器の購入代やパソコンのリース代、インターネット通信費やケーブルテレビ利用代、地図代、文具代などである。

いずれについても政党活動や後援会活動、議会活動などの調査研究以外の活動の議員としての活動や私的な活動にも利用されうるものであり、むしろ調査研究活動と関係のない事柄に使用されることの方が多いことから、調査研究との関連性が明らかにされない限り、適法な政務調査費の支出とは認められない。これらを利用し調査研究の結果についての報告書が作成されていないことからすれば、上記支出と調査研究活動との関連性はない。相手方らの計上する文具代のうち、購入された文具が明らかにされていないものは調査研究との関連性を認めることができない。

特に喜多宏思はケーブルテレビ利用代を計上するが、ケーブルテレビの単なる視聴は、個人が日常生活において通常行うテレビの視聴と変わらないものであり、調査研究との関連性はない。

イ) 以上の支出について調査研究との関連性を認めるとしても、他の活動のためにも利用することが明らかである以上、支出全部について調査研

究との関連性を認めるべきではなく、支出額を按分した一部についての
み調査研究との関連性を認めるべきである。

坂井積，佐々木健三，鈴江清，森井嘉一，山口悦寛，広瀬和範，隅倉
純爾以外の議員は，後援会や自己を代表者とする政治団体を徳島県選挙
管理委員会に届け出ている。このうち岡孝治，岡南均，村上稔，浜田義
雄の4名は，自宅と別に事務所を設けており，その他の議員は自宅と事
務所が同一である。鈴江清は，政治団体の届出はないが，事務所賃料を
負担している。

以上によれば，相手方らが自宅ないし事務所を後援会，選挙活動を含
む政治活動の拠点としていることは明らかであって，調査研究以外の活
動のためにも上記支出を用いていることは明らかである。

ウ 岡孝治，岸本和代，山口悦寛は，写真現像代を資料作成費として計上す
るが，どのような写真を現像したかが明らかではなく，調査研究との関連
性が認められない。

(被告の主張)

ア 資料作成に必要なものであれば資料作成費の対象に特に限定はなく，議
員が調査研究活動を行うにあたっては種々の資料作成を行う必要がある。
資料作成の為の備品が比較的高額であることから調査研究への必要性が否
定されるものではなく，調査研究以外の用途にも備品を使用しうること
により政務調査費の支出が直ちに違法となるものではない。

イ 原告らは，相手方らが生じた費用全てを計上していることを前提として
按分計算を主張するものであるが，相手方らにおいて，例えば，固定電話
料金は政務調査費より支出し，携帯電話の使用料については自己負担とす
るなどの按分計算を行っていることは十分に考えられるところであり，そ
の場合に特定の使用料の全部を政務調査費より支出したからといって政務
調査費の制度趣旨に反するものではない。

原告らは、相手方らが生じた費用の全部または大部分を計上していることについては立証していないのであって、その主張の前提が認められないことから按分計算をすべきではない。

(5) 資料購入費

(原告らの主張)

ア 相手方のうち資料購入費として政務調査費を支出しているのは、岡孝治、岡南均、中本美保子、西本幹展、森井嘉一、吉本八恵、岸本安治、山口悦寛、村上稔、広瀬和範、三木明の11名である。

イ 上記相手方らは、書籍代、本代を資料購入費として計上しているが、書籍名はほとんど不明であり、書籍名が明らかなものも、徳島市政と関連性がないか、あるいは、関連性が極めて薄い。地図代も同様に調査研究との関連性がない。新聞代は、政党の機関誌であって調査研究とは関係がない。

(被告の主張)

調査研究の対象は極めて広範囲に及ぶことから、一般図書の購入であって明らかに調査研究とは無関係であるといえない限り、社会通念上調査研究に資するものと認められるべきである。政党機関誌も一般新聞紙に取り上げられていない記事が載せられていたりすることなどから調査研究に資するものである。

区域内の河川や道路の状況などについて調査すべき対象の所在を把握し、あるいは、住民その他からの聴き取り調査を行う上で住宅地図は欠かせないものである。また、報告書作成の際に添付する所在図の作成のため住宅地図を使用することも多い。それゆえ、住宅地図は調査研究以外の用途にも使用しうるものではあるが、そのことをもって調査研究に資する支出ではないとはいえない。

(6) 広報費

(原告らの主張)

ア 相手方のうち広報費として政務調査費を支出しているのは、岡孝治、岸本和代、小林和夫、田村慶徳、中本美保子、吉本八恵、笠井国利、小林淳治、広瀬和範、宮内春雄、三木明の11名である。

イ ホームページ管理費，作成費

岡孝治、小林和夫、田村慶徳、中本美保子、吉本八恵、笠井国利、小林淳治は、ホームページ管理費、作成費を広報費として計上するが、ホームページの内容は、自己紹介や抽象的な政策アピール、政治家としての活動報告など調査研究とは関係のない内容が多く、調査研究に資する支出とはいえない。

ウ サーバー管理料

岸本和代、小林和夫、田村慶徳はサーバー管理料を広報費として計上するが、インターネット通信費やパソコン関連支出と同様、調査研究と関連のない事項に使用されることが多いことから調査研究との関連性が認められず違法である。田村慶徳、中本美保子、吉本八恵、宮内春雄の計上するインターネット接続費、笠井国利の計上するケーブルテレビ利用代も同様である。

エ その他

(ア) 岡孝治の計上する広報資料制作代金、広瀬和範が計上する活動報告作成費、三木明の計上する印刷代、郵便費用は、作成された資料の内容が確認できず、調査研究との関連性は認められない。

(イ) 田村慶徳が購入費を計上するプロジェクターは、調査研究活動以外の目的でも使用可能であり、調査研究に不可欠ではなく、値段も比較的高額であることなどから、調査研究として適切な支出とは認められない。

(ウ) 笠井国利が計上する郵便料（はがき代）、岸本和代が資料作成費として計上する封筒費も、政務調査費の支出と認められない。

(エ) 小林淳治は雑誌の購入代を計上するが、雑誌の購入が広報費に当たる

理由がない。

(被告の主張)

広報費は、各議員の調査活動の成果を広報しうるものである限り支出が許される。広報費は、その性質上、調査活動の成果なのか、議員の活動報告なのか判然とせず、また、政党活動、選挙活動、後援会活動との混同が生じる場合もあるが、これらの完全な区分は不可能又は困難であるから、広報費の支出は、専ら単なる議員の活動報告、政党活動、選挙活動、後援会活動に充てられた場合を除き、違法とならない。

(7) 広聴費

(原告らの主張)

ア 相手方のうち広聴費として政務調査費を支出しているのは、岡孝治、喜多宏思、小林和夫、田村慶徳、中本美保子、西林幹展、山口悦寛、広瀬和範の8名である。

イ インターネット料金、携帯電話利用料金その他通信費

岡孝治、喜多宏思、小林和夫、田村慶徳、西林幹展、山口悦寛、板東實、広瀬和範は通信費を広聴費として計上するが、調査研究以外の議員としての活動や私的な活動についても通信費の負担は生じ、その大半は調査研究と関係のないものであるから、調査研究との関連性が認められない。

ウ 中本美保子の広聴費支出

同人は、調査費用としてのタクシー代などを広聴費に計上するが、行き先及び行き先での調査内容が不明であり、報告書も存在しないことから政務調査費支出とは認められない。また、ボイスレコーダーは調査研究以外の活動にも用いることも可能なうえ、調査研究に不可欠なものではなく、金額も比較的高額であることから調査研究に資する支出とはいえず、インクも他の活動に利用可能であり、調査研究の結果の報告書も存在しないことから調査研究に資する支出とはいえない。

ウィルス対策費については、サーバー管理費やインターネット料金と同様に考えるべきであり調査研究に資する支出とは認められない。

(被告の主張)

ア 携帯電話は、住民からの市政、政策等に対する要望、意見等を吸収するについて有用であるから、議員としての他の活動もしくは私的使用に利用することができることをもって一律に携帯電話代を広聴費として支出することが違法であるとすることは極めて不当である。

議員によっては、携帯電話を複数所有し、いずれも調査研究及び他の議員活動に供しているが、便宜上特定の一台の携帯電話の使用料のみ政務調査費の支出として報告している場合もあり、この場合、既に按分計算がされているのであるから、更に按分計算のうえ政務調査費の支出と認められる範囲を確定する必要はない。

イ 中本美保子が計上する広聴費は、費目としては調査旅費、資料作成費、事務所費などとするべきものであるが、それらが調査研究に資する支出であることは各費目について述べたとおりである。

(8) 人件費

(原告らの主張)

ア 相手方のうち人件費として政務調査費を支出しているのは、佐々木健三、美馬秀夫、岸本安治、村上稔、小林淳治の5名である。人件費は、調査研究以外の議員としての活動のためにも支出されうるものであり、調査研究以外の活動のために支出されることの方が多い。それゆえ、調査研究活動の実態が明らかになるような特段の資料のない限り、政務調査費の支出と認められるべきではない。

また、上記各議員は、いずれも調査研究に関する報告書その他の文書の作成をしておらず、具体的な調査研究の形跡がないことから、人件費は他の議員としての活動に要した費用であり、調査研究との関連性を認めるこ

とができない。

イ 仮に政務調査費の支出であることを認めるとしても、調査研究以外の活動のためにも人件費は支出されていることから、支出について按分のうえ一部について政務調査費からの支出を認めるべきである。

(被告の主張)

調査研究のために支出された人件費について、社会通念上許される範囲内で、政務調査費を支出することは何ら不当ではない。職員の労力を調査研究以外にも流用できることから政務調査費の支出が違法となるものではなく、また、調査研究活動には速やかに成果となりにくいものも多く、職員の労力が報告書等の作成につながらない場合もあるから報告書等の提出がないことにより人件費支出の適法性は左右されない。

相手方らの計上している人件費の金額は、1か月数万円程度であり、パートにすぎないものである。それゆえ、人件費が調査研究活動以外の活動のためにも支出されているとして按分計算を求める原告らの主張には理由がない。

(9) 事務所費

(原告らの主張)

ア 相手方のうち事務所費として政務調査費を支出しているのは、岡南均、喜多宏思、小林和夫、坂井積、鈴江清、田村慶徳、中本美保子、西林幹展、森井嘉一、岸本安治、山口悦寛、村上稔、広瀬和範、宮内春雄の14名である。

イ(ア) 事務所家賃や電気代は、事務所が調査研究のためだけに利用されているということは通常なく、他の議員、政治家としての活動にも利用されており、むしろ後者の比重の方が高い。それゆえ、調査研究に使用されていることが明らかにならない限り、これらを政務調査費から支出することは違法と言うべきである。

本件では、調査研究の結果についての報告書その他文書の作成も認め

られないことから、事務所を調査研究のため使用する必要性はなく、調査研究に資する支出とは認められない。

(イ) 電話、ファックス料金は、前記通信費と同様、調査研究以外の活動のために負担することが通常であり調査研究との関連性が認められない。時刻表計算ソフトも同様に主として調査研究以外の活動に利用されるものである。コピー代金、コピー機リース料も同様であり、調査研究の結果の報告書などが作成されていないから調査研究との関連性はない。岡南均及び山口悦寛の計上するパソコンないし周辺機器の購入代金、山口悦寛の計上するデジタルカメラ代は資料作成代として計上する場合と同様である。中本美保子、山口悦寛が計上する事務用品代、トナーカートリッジ代も資料作成代として文具代を計上する場合と同様である。

(ウ) 坂井積はシュレッダーの購入代金を、鈴江清は扇風機、ストーブ及びオフィスチェアの購入代金、事務所ドア取替費用を、岸本安治は研修会議用机、名刺保管ホルダーの購入代金、宮内春雄は事務用机、裁断機の購入代金を計上する。政務調査費は調査研究活動に要する費用に充当すべきであって、調査研究活動のための環境整備のための費用にまで充当すべきではないから、備品ないし消耗品の購入費用などを政務調査費により充当するには、調査研究活動に直接必要であることを要する。上記備品は環境整備のための物品に過ぎず、調査研究に直接必要なものではないから、政務調査費の適法な支出ではない。

ウ 以上について仮に政務調査費からの支出を認めるとしても、上記備品などが調査研究との関連で使用されたことが明らかとならない限り、支出を按分の上で一部に限り政務調査費からの支出を認めるべきである。

(被告の主張)

ア 議員が調査活動を行ううえで事務所を開設し、その機能を維持、充実させることが必要であるから、社会通念上相当な範囲での事務所費の支出は

許可される。原告らは購入された備品が調査研究活動に直接必要ないこと、電話などは調査研究活動以外にも使用できることを主張するが、これらは調査研究と無関係な支出ではないから政務調査費の支出は違法ではない。

イ 相手方らにおいて議員としての活動に必要な全ての備品についての支出を政務調査費の支出として計上しているものではなく、備品ごとに区分し政務調査費として計上している場合もあり、この場合、各議員において適切な按分計算がされていることから、更に按分計算して政務調査費の支出と認められる範囲を確定する必要はない。

相手方らに生じた全ての費用を事務所費として計上していることについての立証責任は、原告らが負うべきところ、これについての立証はない。

第3 当裁判所の判断

1 政務調査費の返還義務の有無についての判断基準

(1) 政務調査費は、地方議会議員の調査研究活動に資するため必要な経費の一部として支出されるものであり（法100条14項）、使途基準に従って使用し、調査研究以外の目的に使用してはならず（本件条例7条1項）、また、政務調査費から支出した場合には本件条例の定めに従い報告をしなければならないのであって、これらに反した支出は違法であって政務調査費の支出とは認められない。

そして、支出の内容が使途基準に反し、調査研究活動との関連性を欠くために調査研究以外の目的に使用したと認められる場合や本件条例の定める報告を怠った場合には、その支出は、議員が交付対象期間に交付を受けた政務調査費の額から控除すべき対象とならず、これに相当する額については残余があるというべきであるから、本件条例9条に基づく市長による交付決定の取消し及び返還命令の対象となり、各議員は、当該残余について不当利得返還義務を負う。

なお、調査研究活動に必要な経費として交付される政務調査費については

実費弁償を基本理念とすべきであり、残余がある場合の本件条例 9 条 1 項の交付決定の取消し及び返還命令は義務的なものであるから、現実の交付決定の取消等がないとしても、前記の不当利得返還義務が否定されるものではない。

- (2) 収支報告書に記載された支出が調査研究活動との関連性を欠く違法な支出とされる場合について以下検討する。

ア 前記のとおり、本件条例及び本件規則では、政務調査費の使用についての使途基準を設けるとともに、政務調査費の支出についての収支報告書の調製、支出した事実を証するに足りる支出目的、支出年月日、支出金額を記載した領収書等の提出、収支報告書の保管、収支報告書等を文書公開の対象とすること、支出の明細を記載した会計帳簿の調製などを定めている反面、使途基準の内容は、概括的、抽象的な定めであり、また、個々の調査研究活動の具体的内容やその成果等について市長に報告し、あるいは市長が調査することは定められていない。

これは、議員の調査研究活動は多岐にわたり、また、長期的視野に立つて政策立案能力を高めることも重要であって、調査研究のための必要性は各議員の合理的判断に委ねられるべき部分が大きいこと、執行機関から独立した自由活発な調査研究活動の確保すべきであり、政務調査費の支出の相当性については、支出の透明化を図ることにより、選挙により選出された各議員の政治的責任に委ねるのが相当であること等が考慮されているものと解される。

また、本件は、原告らが相手方らの政務調査費の支出が違法であるとして徳島市の相手方らに対する不当利得返還請求権の行使を求めるものであるから、訴訟構造上、原告らにおいて、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことを主張立証する必要がある。

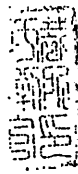
イ このような諸事情を考慮すれば、徳島市議会議員としての調査研究活動

のための関連性ないし必要性（以下、この趣旨で「調査研究との関連性」という。）については、各議員の合理的な裁量が認められ、支出が違法であると主張する原告らにおいて、調査研究との関連性を欠き違法な支出であることを主張立証する必要があるが、支出された費目の性質、領収書の記載を踏まえ、調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性を欠いていることを窺わせるに足りる客観的事実が立証された場合には、被告において調査研究との関連性を認めるべき個別具体的な事実を立証しない限り、当該支出は違法であると認めるのが相当であるし、支出の内容が不明で使途基準に適合しているかをおよそ判断できないような場合には、適法な支出と認めることはできないものというべきである。

被告は、本件条例が調査研究の報告書の提出までは要求していないこと、市長に収支報告書の記載についての具体的調査権限がないこと、被告においても調査研究との関連性についての証拠を有しないことを主張するが、政務調査費の支出の透明性を要請する法の趣旨からみても、一般的に調査研究との関連性を否定すべき事実が立証された場合には、調査研究との関連性についての証拠ないし説明手段を保有する相手方ら議員において明らかにすべきことは当然である。本件は調査研究との関連性を欠く政務調査費の違法な支出により相手方らに不当利得が生じているかが問題であり、市長の調査義務違反の有無を問題とするものではなく、また、法242条の2第7項は、被告から相手方らへの訴訟告知を必要的とし、相手方らの被告側への補助参加による主張立証の機会を確保しており、市長に具体的調査権限が無いことは前記判断を左右するものではない。

- (3) 以上の見地に立ち、相手方ら提出に係る収支報告書に記載された政務調査費の支出に調査研究との関連性が認められるかについて検討する。

なお、本件で問題となる支出については、収支報告書に政務調査費の支出として記載し、領収書等を添付して議長に提出したものであり、該当する支



出の存在そのものは特に争われていない。また、収支報告書に記載された支出のうち領収書の添付がないものも存在するが、原告らは、この点について特に問題とするものではないから、領収書の添付がない支出については判断しない。

2 研究研修費について

- (1) 前提事実によれば、岡孝治、岡南均、美馬秀夫、小林淳治が研究研修費として支出したものは、いずれも研究会や研修、セミナーの参加費あるいはこれに参加するための交通費、宿泊費、講師料などであるところ、使途基準においても研究研修費の支出対象となる研究会などを特に限定していないことに照らせば、これらの支出は、一応使途基準に沿ったものとして調査研究との関連性があるものと推認でき、本件において、相手方らの参加した研究会などが調査研究との関連性がないことを窺わせる事情があるとは認められない。なお、岡南均の別紙3-2研究研修費22の支出は支払先が判然としなが、会費を支出したことについては明らかであり、取扱を区別すべきものとはいえない。
- (2) 原告らは、参加したセミナー等の内容や資料が明らかにされていないため徳島市政との関連性は明らかでない旨指摘するが、本件条例等において、研究会等の具体的な内容や資料を明らかにすることまでは要求されておらず、また、政務調査費の趣旨は、前記とおり、多種多様な議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化することを目的に議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、調査研究の費用等の助成することにあること等を考慮すれば、前記のセミナー、研究会等に係る参加費、交通費、宿泊費、講師料等について、セミナー等の内容や資料が明らかにされていないことをもって、調査研究との関連性がないとはいえないし、その他、岡南均が飲食店を営んでいること等原告ら指摘の諸事情を考慮しても、調査研究と関連性がないことを窺わせる事情があるとは認められない。

- (3) 岸本和代の計上する研究研修費は、実質的には調査旅費であると認められること、美馬秀夫の別紙13-2研究研修費1及び2並びに笠井国利の別紙19-2研究研修費1及び2は、岡孝治の別紙2-2調査旅費1及び2と同一の研修に係る支出であること、宮内春雄及び隅倉純爾が計上する研究研修費は、折目ら7名の北海道視察であることから、調査旅費の項において併せて検討する。

3 調査旅費について

(1) 調査旅費に係る支出の適法性の判断基準

調査旅費については、使途基準において、議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費と定められている。

原告らは、調査旅費の支出と認められるためには、調査の目的、対象、日時、場所、調査の内容及び結果、調査のテーマ選定の経緯、調査結果が政策立案に反映されたか否かなどが明らかとされなければならない旨主張する。しかし、本件条例、使途基準においては、政務調査費を支出したことを証するに足りる支出目的等を記載した領収書等の提出は要求されているが、それ以上に、調査旅費についての調査の内容及び結果、調査のテーマ選定の経緯等を明らかにすべきものとはされていないし、政務調査は中・長期的視野に立って行われる場合も少なくないもので、個々の調査結果が直ちに具体的な政策立案に反映されることが当然に要求される性質のものではなく、それらが明らかでないことをもって使途が不明であると評価することはできない。

そして、収支報告書や領収書の記載あるいは原告らの提出した証拠等から、当該支出が私事旅行のために用いられたなど政務調査以外の目的に使用されたことが窺われる事情がある場合は、調査研究との関連性を認めるべき特段の事情について積極的に明らかにされない限り、当該支出は違法となるが、政務調査以外の目的に使用されたことを窺わせる事情が認められない場合に調査の具体的な内容等が明らかでないことを理由として調査研究との関連性

がないと推認することはできない。

(2) 原告らが観光目的や娯楽的要素が強い訪問先であるとする調査について

原告らは、訪問先が観光や娯楽的要素の強いものは、被告の主張を前提としても、一般の観光目的の場合との区別はつかず、調査研究活動と呼ぶに相応しい活動が行われたかは明らかでないから、違法な政務調査費の支出であるとし、相手方らの支出のうち、岸本和代の別紙4-2調査旅費1（モラスコむぎ）、同調査旅費2ないし13（大阪市立東洋陶磁美術館、マリニピア神戸等）、同調査旅費18ないし24（近江八幡市）、同調査旅費25ないし28（丸亀市）、同調査旅費29ないし33（豊岡市駅前商店街等、城崎文芸館等）、同研究研修費1ないし4（淡路北淡町震災記念公園等）、坂井積の別紙7-2調査旅費1及び2（奄美市市議会局長との面談等）、森井嘉一の別紙14-2調査旅費4（なんばハッチ）、同調査旅費5（高知の朝市等）、同調査旅費6（旭山動物園等）、山口悦寛の別紙17-2調査旅費3及び4（名古屋市科学館）、折目信也ら7名の北海道視察（旭山動物園、札幌中央卸売市場等）等を指摘する。

しかし、議員の政務調査の内容は、観光・文教関係の施策に関するものを含めて多岐にわたるものであって、調査対象が、観光目的で訪れる人の多い場所、施設であることをもって、当該調査が行楽目的であり、政務調査のためとはいえないと評価することはできない。被告主張の調査対象及び調査目的によれば、相手方らが行った調査が徳島市政との関連性を欠くとはいえず、被告の主張を疑うべき具体的事情はないことから、上記調査に係る調査旅費の支出に調査研究との関連性がないと推認することはできない。

なお、原告らは、岸本和代について、マリニピア神戸の駐車場の割引がされていることを指摘するが、同一機会に買い物をした可能性があることを推認しうるに止まり、前記各施設への視察が政務調査費の趣旨目的に反するものであったことを推認させる事情とはいえない。

(3) 原告らが調査活動の内容が明らかにされていないと指摘するもの

岸本和代の別紙4-2調査旅費14（徳島市民からの聞き取り），同調査旅費15（通学路パトロール関係者からの事情聴取等），同調査旅費16及び17（東京都の株式会社パソナ），森井嘉一の別紙14-2調査旅費3（東京都の財団法人民間都市開発推進機構等），同調査旅費8，9（国土交通省）について，被告が主張している相手方らの調査目的等について，これを疑うべき事情があるとはいえない。そして，調査目的，調査対象等からみて，調査研究との関連性は推認でき，調査研究活動としての合理性・必要性を欠いていることを窺わせる事情があるとも認められない。

(4) その他，原告らが調査の行き先等が明らかでないとして指摘するもの

ア これらについては，被告主張の調査目的で，岡孝治の別紙2-2調査旅費1及び2，美馬秀夫の別紙13-2研究研修費1及び2，笠井国利の別紙19-2研究研修費1及び2（以上，ゆめタウン高松及びサンポート高松），森井嘉一の別紙14-2調査旅費1及び2，山口悦寛の別紙17-2調査旅費1及び2（以上，富山ライトレール，高山市の朝市等），森井嘉一の別紙14-2調査旅費10（財団法人ウォーターフロント開発協会），山口悦寛の別紙17-2調査旅費5ないし8（岐阜県博物館等），村上稔の別紙18-2調査旅費1ないし4（高松・北浜アレイ，丸亀町商店街），同調査旅費5（東京都の山と溪谷社），同調査旅費6（みどりの会議の政策研究会），同調査旅費8（自治体政策研修会），同調査旅費7（吉野川市山川町），同調査旅費9（東京都における吉野川問題を考える行事），同調査旅費10及び11（名古屋市での「女性を議会に！」主催の政策研究会，同調査旅費12（淡路島の地元農家），同調査旅費15（京都産業大学），同調査旅費16（京都市の葬祭場建設問題），笠井国利の別紙19-2調査旅費1（東京都所在の墓地公園等），同調査旅費2（川崎市の駅前再開発），同調査旅費3（東京都の大崎駅前再開発），同

調査旅費 4（横浜市民防災センター等），小林淳治の別紙 20－2 調査旅費 1（京都市の迎賓館），同調査旅費 2（東京都内のブラジル大使館等），広瀬和範の別紙 23－2 調査旅費 10（北海道倶知安町等），隅倉純爾の別紙 25－2 調査旅費 1（千歳市の地域経済振興等）での調査が行われたものと認められる（弁論の全趣旨）。その中には，調査目的がやや漠然としているものも含まれるが，調査対象・内容等からみて，いずれも調査研究との関連性を有するものと推認される。原告らは，調査の具体的方法，内容が明らかでない，面談の際に聞き取った内容が明らかでない等と主張するが，これにより調査研究との関連性が否定されるものではない。

イ 美馬秀夫の別紙 13－2 調査旅費 1 及び 2 並びに別紙 13－3 調査旅費 1 は，単に東京ないし大阪への調査とされるのみで調査目的及び調査対象が抽象的に過ぎ，文書開示制度との関係でも，透明性を確保する目的が達せられないもので，当該支出が政務調査以外の目的に使用されるなど調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきである。そして，本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば，当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる。

ウ 森井嘉一の別紙 14－2 調査旅費 7 について，被告はアメリカ合衆国テキサス州サンアントニオ市を訪問し，中心地街活性化の観点から模範となるべき事例を視察したとするが，調査目的，調査対象がいずれも漠然としており，調査内容についても明らかでなく，当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきであるところ，本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば，当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる。

エ 村上稔の別紙 18－2 調査旅費 13 及び 14 は，東京都内で代議士と面談し，情報収集を行い，政策研究に反映しているとされるが，調査目的，調査対象は漠然とし，調査研究としての行動であるのか，それ以外の議員

活動であるのかが判然としないもので、当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきであるところ、本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば、当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる。

オ 折目信也の別紙 2 1 - 2 調査旅費 1 ないし 8 及び 1 8 ないし 4 0 並びに別紙 2 1 - 3 調査旅費 1 ないし 5 については、代行タクシー料金（別紙 2 1 - 3 調査旅費 2）など、領収書等の記載からも調査目的、調査対象が明らかではなく、研究調査のための必要性を一般的に推認することが困難であり、当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきであるところ、本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば、当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる。

カ 板東實の別紙 2 2 - 2 調査旅費 1 ないし 4 及び別紙 2 2 - 3 調査旅費 1 については、いずれも、領収書等の記載から、調査目的、調査対象が明らかでなく、当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきであるところ、本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば、当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる。

キ 浜田義雄の別紙 2 6 - 2 調査旅費 1 ないし 3 及び 1 3 ないし 1 5 については、いずれも、調査目的、調査対象が明らかでなく、当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきであるところ、本訴においても調査の具体的内容等が明らかにされていないことも考慮すれば、当該政務調査費の支出は違法なものと推認することができる。

ク よって、上記イないしキの各支出については、政務調査費として支給された額から控除することは許されず、該当部分については各相手方らの不当利得となる。

4 資料作成費について

(1) パソコン及びその周辺機器など

ア 前提事実によれば、岡孝治、岸本和代、坂井積、佐々木健三、田村慶徳、中本美保子、西林幹展、吉本八恵、笠井国利、宮内春雄は、パソコンの購入ないしリース代金やその周辺機器の購入代金などを資料作成費として政務調査費として支出しているところ、これらの物品の機能・用途に照らして、同人らが購入した物件をこれらの物件が情報の収集や必要な資料の作成など調査研究活動に用いられることは推認でき、本件において調査研究活動に使用していないことをうかがわせる事情は認められないことから、調査研究活動との関連性が認められる（最判平成22年3月23日裁時1504号110頁同旨）。

もともと、議員の活動は調査研究活動に限られず、議会活動や選挙活動、後援会活動なども含まれる。そして、上記物件の機能や一般的用途に照らせば、一つの物件を上記各活動に供することが可能であり、また、比較的高価なものが多いことから、複数台保有することはあっても各活動に応じて調達するとは通常考えにくく、一般的には上記各物件は調査研究活動以外の議員の活動にも供しているものと推認することができる。したがって、パソコンの購入ないしリース代金やその周辺機器の購入代金等が、調査研究活動以外には用いられていないか、あるいは他の用途との間で合理的に区分ないし按分して支出されたと認められる事情がない限り、支出全体のうちの調査研究活動に使用されたと推認される部分についてのみ調査研究との関連性を有するというべきである。

そして、議員としての活動における調査研究活動の占める割合は、その区分自体が容易ではないものの、普通地方公共団体の議員の地位、権限及び職務内容その他の諸事情を考慮すれば、3分の1を下らないものと認められ、他に特段の主張立証のない場合は、その範囲で調査研究と関係する

部分と推認するのが相当である。

イ 以上によれば、岡孝治の別紙2-2資料作成費1，岸本和代の別紙4-2資料作成費10ないし12及び15ないし22並びに別紙4-3資料作成費8，坂井積の別紙7-2資料作成費1，佐々木健三の別紙8-2資料作成費10ないし17，田村慶徳の別紙10-2資料作成費9及び10，中本美保子の別紙11-2資料作成費1，西林幹展の別紙12-2資料作成費1及び別紙12-3資料作成費1，吉本八恵の別紙15-2資料作成費1及び2並びに別紙15-3資料作成費1，笠井国利の別紙19-2資料作成費1，宮内春雄の別紙24-2資料作成費1については支出額の3分の1の限度で政務調査費より支出することが許される。ただし，坂井積の別紙7-3資料作成費1については，平成19年1月20日に支出されたものであり，この支出後には同年3月に同年第1回定例会が開かれただけであること，同人が，同年5月1日に任期を満了したこと，同年4月22日実施の徳島市議会議員一般選挙に立候補していないこと，被告ないし坂井積は，その必要性，緊急性等を明らかにしていないことを考慮すれば，6分の1の限度で政務調査費より支出することが許される。

被告は，全体として政務調査費の支出が適正な額に納まっていれば良い旨を主張するが，個々の支出と調査研究活動の関連性を問題とすべきであるから採用できない。また，被告は，政務調査費としての支出の際，相手方らにおいて，他の用途と区分し，あるいは按分して政務調査費が使用されている可能性を指摘するが，一般的に他の用途との兼用が推認される場合には，当該支出が調査研究以外の目的に使用された部分があることを疑わせる事情があるというべきであるから，被告ないし相手方らにおいて，区分ないし按分されていることを立証すべきであり，按分等がされていないことについてまで原告らが立証責任を負うものとは認められない。

他方，原告らは，私人としての活動の面も指摘するが，普通地方公共団

体の議会の議員の地位や権限、職務内容等に鑑みれば、職務上利用する上記物件を家族などに使用させるとは考えにくく、私的な利用に供する物件とも区別するのが通常といえるから、事務所兼自宅など私的な活動にも供される場所に設置されているとしても私人としての活動も考慮に入れた按分計算をすべきものとは認められない。

なお、コピー用紙やインクなどはパソコン、プリンターなどに付随して消費されることから、これらと同様に考えるのが相当である。

(2) インターネット通信費、ケーブルテレビ利用代

ア 前提事実及び上記認定した事実によれば、岸本和代、喜多宏思、小林和夫、佐々木健三、田村慶徳は、インターネット通信費やケーブルテレビ利用料を資料作成費として計上しているところ、前記政務調査費が制度化された趣旨、議会及び議員が対応すべき事項も多種多様になっていることに照らせば、インターネットやケーブルテレビが情報の取得、発信のための媒体として有用であり、調査研究活動に用いられるものと推認することができる。

イ もっとも、インターネットやケーブルテレビの性格、機能、用途に照らせば、調査研究以外の議員としての活動にも利用され、さらに自宅が事務所を兼ねている場合等には私人としての生活にも利用されることが推認されるものであり、その利用料金は一般的には調査研究関係分を区分することが困難なものであるから、特段の事情もない限り、按分計算により調査研究と関係する部分を認定するのが相当である。

ウ そして、普通地方公共団体の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑みれば、通常、調査研究活動が議員としての活動に占める割合は3分の1を下るものではなく、事務所兼自宅であるなど私的な活動にも供される場所以外の場所において開設された場合は6分の1を下るものではないと考えられるので、他に特段の主張立証のない場合は、その範囲で調査研究と関係

する部分と推認するのが相当である。

エ 証拠（甲 4 4 ないし 4 7 及び甲 7 0）によれば、前記相手方らのうち、佐々木健三以外の岸本和代、喜多宏思、小林和夫、田村慶徳については事務所と自宅の所在地が同一であるから、インターネット等が私的な活動にも供される場所に開設されていると認められる。

したがって、岸本和代の別紙 4 - 2 資料作成費 1 ないし 9 及び別紙 4 - 3 資料作成費 1 ないし 3、小林和夫の別紙 6 - 2 資料作成費 1 0 ないし 1 8 及び別紙 6 - 3 資料作成費 4 ないし 6、田村慶徳の別紙 1 0 - 2 資料作成費 1 ないし 8 及び別紙 1 0 - 3 資料作成費 1 ないし 3、喜多宏思の別紙 5 - 2 資料作成費 1 ないし 9 及び別紙 5 - 3 資料作成費 1 ないし 3 については、支出額の 6 分の 1 の限度で、佐々木健三の別紙 8 - 2 資料作成費 1 ないし 9 及び別紙 8 - 3 資料作成費 1 ないし 3 については、支出額の 3 分の 1 の限度で調査研究と関係する部分と推認され、政務調査費から控除することができるものというべきである。

なお、岸本和代の別紙 4 - 3 資料作成費 4 ないし 6 は、PHS 利用料であるから、後記広聴費の項において携帯電話使用料と併せて検討する。

(3) 文具代

ア 岡孝治、岸本和代、中本美保子は、文具代を資料作成費として計上しているところ、調査研究活動の過程において多様な文具の使用が必要であることは明らかであり、調査研究活動との関連性が認められる。そして、文具は、一般的な用途としては他の活動にも利用できるものであるが、パソコンないしその周辺機器とは異なり、消耗品というべきものも多く、個々人が活動ごとに別々の文具を使用することは不自然ではなく、購入された個々の文具が議員としての他の活動や私人としての活動にも供されていると推認することは相当とはいえない。よって、文具が一般的に他の活動にも利用できることを理由に按分計算するのは相当でない。また、文具の購

入に際して発行される領収書に具体的な内容までは記載されないことも多いことから、購入した文具の具体的な内容が特定されないことをもって、調査研究との関連性を疑わせる事情とはいえない。

イ したがって、岡孝治の別紙 2－2 資料作成費 2 及び別紙 2－3 資料作成 1，岸本和代の別紙 4－2 資料作成費 1 4 及び別紙 4－3 資料作成費 7，中本美保子の別紙 1 1－2 資料作成費 2 ないし 5 及び別紙 1 1－3 資料作成費 1 及び 2 の支出が調査研究との関連性を欠くとは認められない。

なお、中本美保子の別紙 1 1－2 資料作成費 2 ないし 4 のうちコピー用紙代は前記のとおり按分計算の対象となるものが含まれるが、コピー用紙代相当額が判別できないことから、この支出により同人の得た具体的な利得を認めることができない。

(4) その他

ア 岡孝治（別紙 2－2 資料作成費 3），岸本和代（別紙 4－2 資料作成費 1 3），山口悦寛（別紙 1 7－2 資料作成費 1 及び 2 並びに別紙 1 7－3 資料作成費 1）は、写真の現像代金を資料作成費として計上するところ、調査研究に必要な資料作成のため写真を使うことは不自然ではなく、他に調査研究活動のために使用されたことを疑うべき事情は認められないから、調査研究との関連性を欠くとは認められない。

イ 小林和夫の別紙 6－2 資料作成費 1 ないし 9 及び別紙 6－3 資料作成費 1 ないし 3 のインターネット会費については、会員制のインターネットサイトの費用と推測されるところ、政務調査費の制度趣旨、議員の対応すべき事項が多種多様にわたること、他方、その詳細は不明であることから、他の議員活動にも供されるものとして按分計算し、3 分の 1 を調査研究と関係する部分と推認するのが相当である。

5 資料購入費について

岡孝治，岡南均，喜多宏思，佐々木健三，中本美保子，西林幹展，森井嘉一，

吉本八恵，岸本安治，山口悦寛，村上稔，笠井国利，小林淳治，折目信也，広瀬和範，三木明は，書籍購入代金や新聞購読料を資料購入費として計上するところ，政務調査費からの支出が許容される資料購入費に特に限定はなく，政務調査費の趣旨は，議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化することを目的に議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため，調査研究の費用等の助成することにより，議会が対応すべき事項も社会の高度化，複雑化，専門化により多種多様となっていることに対応し，議員が身につけるべき知見も多種多様になっていること，通常領収書において購入した書籍名まで記載されることは乏しいことからすれば，書籍や地図の購入代金や新聞購読料は広く調査研究活動との関連性を有するというべきものである。原告ら指摘の事情を考慮しても，調査研究以外の目的に使用されたことが窺える事情があるとは認められない。

よって，岡孝治の別紙2-2資料購入費1ないし10並びに別紙2-3資料購入費1及び2，岡南均の別紙3-2資料購入費1ないし2.7及び別紙3-3資料購入費1ないし10，喜多宏思の別紙5-2資料購入費1及び2，佐々木健三の別紙8-2資料購入費1ないし5及び別紙8-3資料購入費1，中本美保子の別紙11-2資料購入費1，西林幹展の別紙12-2資料購入費1ないし2.6，森井嘉一の別紙14-2資料購入費1，吉本八恵の別紙15-2資料購入費1及び2，岸本安治の別紙16-2資料購入費1，山口悦寛の別紙17-2資料購入費1ないし1.1及び別紙17-3資料購入費1ないし4，村上稔の別紙18-2資料購入費1ないし3.4並びに別紙18-3資料購入費1及び2，笠井国利の別紙19-3資料購入費1及び2，小林淳治の別紙20-2資料購入費1，折目信也の別紙21-2資料購入費1ないし4及び別紙21-3資料購入費1，広瀬和範の別紙23-2資料購入費1ないし1.0及び別紙23-3資料購入費1ないし3，三木明の別紙27-2資料購入費1ないし6別紙27-3資料購入費2については調査研究との関連性があると認められる。

三木明は、別紙 27-3 資料購入費 1 としてパソコンの購入代金を計上しているところ、これについては上記 4(1)のとおりであり、3 分の 1 の限度で調査研究との関連性があると認められる。

6 広報費について

(1) ホームページ管理費など

岡孝治の別紙 2-2 広報費 1 並びに別紙 2-3 広報費 1 及び 2, 岸本和代の別紙 4-2 広報費 1 及び別紙 4-3 広報費 1, 小林和夫の別紙 6-2 広報費 1 及び 2 並びに別紙 6-3 広報費 1 ないし 3, 田村慶徳の別紙 10-2 広報費 2 及び別紙 10-3 広報費 1, 中本美保子の別紙 11-2 広報費 1 及び別紙 11-3 広報費 1, 吉本八恵の別紙 15-2 広報費 10 ないし 19 及び別紙 15-3 広報費 4 ないし 7, 笠井国利の別紙 19-2 広報費 2 及び別紙 19-3 広報費 1, 小林淳治の別紙 20-2 広報費 1 及び別紙 20-3 広報費 1 は、ホームページの作成費、管理費であるところ、ホームページの一般的な機能、用途からみて、調査研究活動の結果を発信し、また、住民の意見を聴取するための媒体として調査研究との関連性があると認められる。

(2) その他

ア 岡孝治の別紙 2-2 広報費 2 及び別紙 2-3 広報費 3, 広瀬和範の別紙 23-3 広報費 1, 三木明の別紙 27-2 広報費 3 及び 4 は、活動報告資料の作成費ないしその印刷代金であり、広報資料の作成費を政務調査費の広報費として支出できることについては使途基準より明らかであり、本件において活動報告資料等が調査研究活動との関連性を欠くことを推認させる事情があるとはいえないから、前記支出は、調査研究との関連性があると認められる。

イ 田村慶徳の別紙 10-2 広報費 1 は、パソコンその他周辺機器と同様に解すべき支出であるから、3 分の 1 の限度で調査研究との関連性があると認められる。

ウ 宮内春雄の別紙24-2広報費1ないし8及び別紙24-3広報費1は、インターネット使用料であるという原告らの主張について、被告は争うことを明らかにしないところ、インターネット使用料については前記のとおりである。また、吉本八恵は、光ファイバー設置工事費（別紙15-2広報費20）を広報費として計上するところ、これについてもインターネット使用料と同様に解すべきである。

そして、証拠（甲56、63及び70）によれば、同人らの後援会事務所所在地と自宅住所地は同一であるから、6分の1の限度で調査研究との関連性があると認められる。

エ 村上稔の別紙18-3広報費1、三木明の別紙27-2広報費1及び2は、文具代であり、上記4(3)と同じく、調査研究との関連性があると認められる。村上稔の別紙18-3広報費2（はがき代金）、笠井国利の別紙19-3広報費2（郵便料金）についても、調査研究以外の目的に使用されたことを推認させる事情があるとはいえず、調査研究との関連性があると認められる。

7 広聴費について

(1) 通信費

ア 岡孝治、喜多宏思、小林和夫、田村慶徳、中本美保子、西林幹展、山口悦寛、広瀬和範はインターネット料金、固定電話使用料、携帯電話使用料などの通信費を広聴費として計上する。また、前記4(2)、6(1)及び6(2)記載のとおり、岸本和代は携帯電話使用料を資料作成費として、田村慶徳は携帯電話使用料を広報費として、中本美保子、吉本八恵及び笠井国利がインターネット利用料を広報費として各計上している。

イ このうち、インターネット料金については資料作成費の項で述べたとおりである。

固定電話、携帯電話についても情報の収集、発信や他者との連絡手段と

して有用であって、議員の地位、職務内容に照らせば、調査研究活動に資するものであるから調査研究活動との関連性を有する。また、固定電話は、インターネット料金と同様、設置場所が私的な活動にも供される場所であれば、他の議員活動や私的な活動に供されるものである。他方、携帯電話は、職務用と私的な活動のためのものを使い分け複数保有することも十分にあり得る旨の被告の主張は不合理なものではなく、携帯電話であることから直ちに私的な活動にも供されていると推認することはできない。

したがって、他に特段の事情のない限り、私的な活動にも供される場所に設置された固定電話料金は、6分の1の限度で、それ以外の場所に設置された固定電話料金及び携帯電話料金は、3分の1の限度で研究調査と関連性を有すると認められる。

ウ そして、上記インターネット利用料ないし固定電話料金を計上する岡孝治、中本美保子、西林幹展、吉本八恵、山口悦寛、笠井国利のうち中本美保子、西林幹展、吉本八恵、笠井国利については自宅住所と後援会事務所所在地が同一であるから、インターネットの開設ないし固定電話の設置場所が私的な活動にも供される場所であると認められる（甲48ないし50、56、59及び70）。岡孝治、山口悦寛については、自宅住所と後援会事務所所在地が同一であるとは認められない（甲42及び70）。

したがって、岡孝治の別紙2-2広聴費1ないし18及び別紙2-3広聴費1ないし5、岸本和代の別紙4-3資料作成費4ないし6、喜多宏思の別紙5-2広聴費1ないし8及び別紙5-3広聴費1ないし3、小林和夫の別紙6-2広聴費1ないし9及び別紙6-3広聴費1ないし3、田村慶徳の別紙10-2広報費3ないし10及び広聴費1ないし8並びに別紙10-3広報費2ないし4及び広聴費1ないし3、西林幹展の別紙12-2広聴費10ないし18及び別紙12-3広聴費3及び4、山口悦寛の別紙17-2広聴費1ないし10及び別紙17-3広聴費1及び2、広瀬和

範の別紙 2 3 - 2 広聴費 1 ないし 8 及び別紙 2 3 - 3 広聴費 1 ないし 4 については 3 分の 1 の限度で、中本美保子の別紙 1 1 - 2 広報費 2 及び別紙 1 1 - 3 広聴費 1、西林幹展の別紙 1 2 - 2 広聴費 1 ないし 9 並びに別紙 1 2 - 3 広聴費 1 及び 2、吉本八恵の別紙 1 5 - 2 広報費 1 ないし 9 及び別紙 1 5 - 3 広報費 1 ないし 3、笠井国利の別紙 1 9 - 2 広報費 1 については 6 分の 1 の限度で、それぞれ政務調査費から控除することができる。

(2) 中本美保子のその余の支出

ア 別紙 1 1 - 2 広聴費 1 0、別紙 1 1 - 3 広聴費 2 は、ボイスレコーダー、セキュリティーソフトなどの購入代金であり、その一般的用途に照らせば、パソコン及びその周辺機器と同様に解すべきであり、購入代金の 3 分の 1 の限度で研究調査と関連性を有すると認められる。

イ 別紙 1 1 - 2 広聴費 1 ないし 9 は、聞き取り調査などの調査に係る交通費である。当該調査は、放置自転車の状況調査、阿波踊り時期前の阿波踊り会館視察、南沖洲 3、4 丁目の浸水、防水対策の調査などを目的としたものとされ、調査研究以外の目的に使用されたことを推認させる事情があるとはいえず、調査研究との関連性があると認められる。

8 人件費について

佐々木健三、美馬秀夫、岸本安治、村上稔、小林淳治は、政務調査費より人件費を支出し、これを計上する。

人件費は、その性格上、他の議員活動にも利用されうるものであるが、本件の各支出金額からみて、他の議員活動に要する人件費分を含むものと推認することはできないものというべきである。

したがって、佐々木健三の別紙 8 - 2 人件費 1 ないし 9 及び別紙 8 - 3 人件費 1 ないし 3、美馬秀夫の別紙 1 3 - 2 人件費 1 ないし 1 0 及び別紙 1 3 - 3 人件費 1 ないし 4、岸本安治の別紙 1 6 - 2 人件費 1 及び 2 並びに別紙 1 6 - 3 人件費 1 及び 2、村上稔の別紙 1 8 - 3 人件費 1 ないし 3、小林淳治の別紙

20-2 人件費 1 ないし 9 及び別紙 20-3 人件費 1 ないし 3 については調査研究との関連性があると認められる。

9 事務所費について

(1) 通信費

岡南均、喜多宏思、宮内春雄は固定電話料金を事務所費として計上するところ、証拠（甲 45 及び 63）によれば、喜多宏思及び宮内春雄の自宅住所と後援会事務所所在地は同一であり、岡南均の自宅住所と後援会事務所所在地は別である（甲 43 及び 70）。

固定電話料金の政務調査費からの支出については、前記 7(1)のとおりであり、岡南均の別紙 3-2 事務所費 1 ないし 16 は、3 分の 1 の限度で、喜多宏思の別紙 5-2 事務所費 1 ないし 8 及び別紙 5-3 事務所費 1 ないし 3、宮内春雄の別紙 24-2 事務所費 1 ないし 9 及び別紙 24-3 事務所費 1 ないし 4 については 6 分の 1 の限度で調査研究との関連性があると認められる。

(2) 事務所家賃、電気代など

ア 岡南均、鈴江清、田村慶徳、宮内春雄は、事務所家賃や電気代を事務所費として計上するところ、事務所賃料や維持管理費を政務調査費より支出することは使途基準において明示的に許容されているところであり、調査研究活動との関連性は認められるが、当該事務所は、通常他の議員活動にも供されるものであり、それが自宅と兼用であれば私的な活動にも利用されると推認できる。本件の諸事情の下では、事務所などが自宅を兼ねる場合は、6 分の 1 の限度で、その余の場合には 3 分の 1 の限度で調査研究との関連性があると認められる。

イ 証拠（甲 43、47、63 及び 70）及び弁論の全趣旨によれば、田村慶徳と宮内春雄の後援会事務所所在地と自宅住所は同一であり、岡南均と鈴江清の後援会事務所所在地と自宅所在地は別であると認められる。

したがって、岡南均の別紙 3-2 事務所費 17 ないし 23、26 及び 2

7並びに別紙3-3事務所費1, 鈴江清の別紙9-2事務所費4, 及び別紙9-3事務所費2については3分の1の限度で, 田村慶徳の別紙10-2事務所費1ないし8及び別紙10-3事務所費1ないし3, 宮内春雄の別紙24-2事務所費10ないし15及び別紙24-3事務所費5については6分の1の限度で政務調査費から控除することができる。

(3) 事務用品費など

ア 岡南均, 小林和夫, 坂井積, 中本美保子, 森井嘉一, 山口悦寛, 広瀬和範はパソコンその他周辺機器などの購入費, リース料を事務所費として計上する。また, 鈴江清, 西林幹展, 岸本安治, 村上稔は, 事務用品購入費を事務所費として計上する。

このうちパソコンその他周辺機器の購入費等については前記4(1)のとおりである。

原告らは, 事務用品費は調査研究の環境整備のためのものであり, 調査研究活動に直接必要なものではない旨主張するが, 使途基準においても, 原告ら指摘のような限定はなく, 事務所の備品・事務機器購入費も明示的に支出が認められ, 広聴費においては茶菓子代なども調査研究をより円滑に実施する上で有益な費用として支出が認めているもので, 事務用品購入費についても, 政務調査費から支出することができるが, 他方, 他の議員活動にも利用されることが推認できるから, 特段の事情がない限り, 3分の1の限度で調査研究との関連性があると認められる。

したがって, 岡南均の別紙3-2事務所費25, 小林和夫の別紙6-2事務所費1ないし9及び別紙6-3の事務所費1ないし4, 坂井積の別紙7-2事務所費1, 鈴江清の別紙9-2事務所費1ないし3及び別紙9-3事務所費1, 中本美保子別紙11-2事務所費3並びに別紙11-3事務所費1及び2, 西林幹展の別紙12-2事務所費1, 森井嘉一の別紙14-2事務所費1, 岸本安治の別紙16-2事務所費1, 山口悦寛の別紙

17-2事務所費8ないし15並びに別紙17-3事務所費1ないし3, 村上稔の別紙18-2事務所費22及び23並びに別紙18-3事務所費1及び2, 広瀬和範の別紙23-2事務所費1及び別紙23-3事務所費1, 宮内春雄の別紙24-3事務所費6及び7については3分の1の限度で政務調査費から控除することができる。

なお、鈴江清の別紙9-2事務所費3は、事務所ドアの取替費であって事務所家賃などと同様に解すべきものであるが、前記のとおり、同人の後援会事務所と自宅住所は別個であるから、3分の1の限度で調査研究との関連性があると認められる。

イ 岡南均, 中本美保子, 山口悦寛, 村上稔は、文具費を事務所費として計上しているところ、文具費については前記4(3)のとおりであるから、岡南均の別紙3-2事務所費24, 中本美保子の別紙11-2事務所費1及び2, 山口悦寛の別紙17-2事務所費1ないし7及び別紙17-3事務所費4ないし14, 村上稔の別紙18-2事務所費1ないし20及び24については調査研究との関連性があると認められる。

(4) その他

村上稔は、ラン配線工事の代金を事務所費として計上するところ、これについては事務所家賃などと同様に解すべきであり、証拠(甲58及び70)によれば、同人の後援会事務所と自宅住所は別であることから、同人は別紙18-2事務所費21について3分の1の限度で調査研究との関連性があると認められる。

10 結語

(1) 調査研究との関連性を欠く等の理由で政務調査費から控除することが許されない支出を除き、政務調査費から支出することが許されるもののみ控除した残額について相手方らは不当利得として返還義務を負う。そして、相手方らの収支報告書記載の額から、政務調査費として支出することが許容される

額を順に控除した結果生じる残額について、按分等により端数が生じる場合には、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律2条1項の定めるところに従い切り捨てると、相手方らが返還義務を負う額は別紙28記載のとおりである。

- (2) 原告らは、前記返還義務を負う額に対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を請求するが、返還義務の発生原因は不当利得であるところ、遅延損害金の発生原因についての主張立証はないから、各相手方に対する具体的な請求行為がされる以前に遅延損害金が発生しているとは認められず、遅延損害金の請求は失当である。

第4 結論

以上のとおりであるから、原告らの請求は、上記説示に沿う限度で理由があるから、その限度で請求を認容することとし、その余については理由がないことからこれを棄却することとし、訴訟費用については、行政事件訴訟法7条及び民事訴訟法64条本文、65条1項本文、61条を適用して主文のとおり判決する。

徳島地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 齋 木 稔 久

裁判官 入 江 克 明

裁判官 杉 山 文 洋

別紙 1

	議員名	実際の使用金額 (円)	請求金額 (円)
1	岡 孝治	840,000	840,000 ✓
2	岡南 均	840,000	840,000
3	岸本 和代	746,173	398,185 ✓
4	喜多 宏思	840,000	440,220
5	小林 和夫	826,762	508,603 ✓
6	坂井 積	840,000	840,000 ✓
7	佐々木 健三	793,820	762,820 ✓
8	鈴江 清	554,248	431,730
9	田村 慶徳	813,666	526,463 ✓
10	中本 美保子	839,535	241,958
11	西林 幹展	840,000	763,143 ✓
12	美馬 秀夫	839,900	821,700
13	森井 嘉一	840,000	691,992
14	吉本 八恵	659,101	399,401
15	岸本 安治	840,000	490,140 ✓
16	山口 悦寛	675,125	675,119 ✓
17	村上 稔	825,996	512,687 ✓
18	笠井 国利	840,000	660,785
19	小林 淳治	840,000	694,000
20	折目 信也	840,000	679,370
21	板東 實	826,463	824,463 ✓
22	広瀬 和範	840,000	763,236 ✓
23	宮内 春雄	840,000	657,259 ✓
24	隅倉 純爾	304,980	203,880

25	浜田 義雄	481,172	442,205
26	三木 明	840,000	546,995
合 計		20,106,941	15,656,354

「実際の使用金額」とは、平成18年度に各議員に交付された政務調査費のうち、実際に使用された金額を意味する。

別紙 2 - 1 岡孝治の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの(甲3の1)

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 研究研修費	1万0000円
イ 調査旅費	2万6100円
ウ 資料作成費	5万9521円
エ 資料購入費	24万4203円
オ 広報費	17万0000円
カ 広聴費	12万0176円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの(甲3の2)

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	20万6851円
ア 資料作成費	4570円
イ 資料購入費	2万8370円
ウ 広報費	13万9200円
オ 広聴費	3万4711円
(3) 残額	314.9円

別紙2-2 岡孝治前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	18. 5. 2	10,000	百人の会会費	甲3の5
調査旅費	1	18. 4. 8	16,600	会派研修	甲3の3
	2	18. 4. 17	9,500	(株)エアトラベル徳島、金比羅タクシー	甲3の4
資料作成費	1	18. 9. 20	21,521	ケースデスキ、パソコン周辺機器	甲3の6
	2	18. 9. 20	17,000	(有)ゴトウダ、スタンプ代金	甲3の7
	3	18. 12. 26	21,000	(有)映像企画、資料作成のための写真現像	甲3の8
資料購入費	1	18. 4. 23	4,650	(有)前園書店、本代	甲3の10
	2	18. 5. 19	2,540	(有)前園書店、本代	甲3の11
	3	18. 6. 7	4,070	(有)前園書店、本代	甲3の12
	4	18. 7. 11	2,670	(有)前園書店、本代	甲3の13
	5	18. 4. 21	197,400	毎日新聞出版開発本部	甲3の14
	6	18. 7. 27	4,800	(株)日本時事評論社、平成18年9月から平成19年8月まで1年分	甲3の14
	7	18. 7. 28	6,723	(株)紀伊國屋書店徳島店、書籍代	甲3の15
	8	18. 8. 30	7,300	(有)前園書店、本代	甲3の16
	9	18. 10. 1	7,070	(有)前園書店、本代	甲3の17
	10	18. 11. 1	6,980	(有)前園書店、本代	甲3の18
広報費	1	18. 6. 9	90,000	チルダアットマーク(有)、平成18年4月から12月のホームページ管理費	甲3の21
	2	18. 11. 15	80,000	(有)スタジオアティック、資料制作代金(広報資料制作代金)	甲3の24
広聴費	1	18. 4. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年3月分)	甲3の26
	2	18. 5. 8	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年4月分)	甲3の27
	3	18. 6. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年5月分)	甲3の28
	4	18. 7. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年6月分)	甲3の29
	5	18. 8. 7	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年7月分)	甲3の30
	6	18. 9. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年8月分)	甲3の31
	7	18. 10. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年9月分)	甲3の32
	8	18. 11. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年10月分)	甲3の33
	9	18. 12. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ、通信費(平成18年11月分)	甲3の34
	10	18. 4. 12	9,429	(株)ウィルコム、平成18年2月分	甲3の35
	11	18. 5. 12	9,817	(株)ウィルコム、平成18年3月分	甲3の36
	12	18. 6. 12	9,576	(株)ウィルコム、平成18年4月分	甲3の37
	13	18. 7. 12	9,817	(株)ウィルコム、平成18年5月分	甲3の38
	14	18. 8. 14	9,817	(株)ウィルコム、平成18年6月分	甲3の39
	15	18. 9. 12	9,817	(株)ウィルコム、平成18年7月分	甲3の40
	16	18. 10. 12	9,817	(株)ウィルコム、平成18年8月分	甲3の41
	17	18. 11. 13	9,334	(株)ウィルコム、平成18年9月分	甲3の42
	18	18. 12. 12	9,024	(株)ウィルコム、平成18年10月分	甲3の43
合計額			634,072	収支報告書の記載は広聴費が4072円少ない。	

別紙2-3 岡孝治後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 3. 19	4,570	(株)サカノ, 文具	甲3の9
資料購入費	1	19. 3. 8	21,000	(株)ゼンリン, DT徳島市(住宅地図)1冊	甲3の19
	2	19. 3. 12	7,370	(有)前園書店, 本代	甲3の20
広報費	1	19. 2. 13	30,000	チルダアットマーク(有), 平成19年1月から3月のホームページ保守・更新	甲3の22
	2	19. 1. 19	84,000	(有)スタジオアティック, ホームページ作製費及び資料作製印刷費	甲3の23
	3	19. 2. 26	25,200	(有)スタジオアティック, 資料製作費(広報資料)	甲3の25
広聴費	1	19. 2. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ, 通信費(平成19年1月分)	甲3の44
	2	19. 3. 6	4,200	(株)NTTPCコミュニケーションズ, 通信費(平成19年2月分)	甲3の45
	3	19. 1. 12	9,817	(株)ウィルコム, 平成18年11月分	甲3の46
	4	19. 2. 13	8,245	(株)ウィルコム, 平成18年12月分	甲3の47
	5	19. 3. 12	8,249	(株)ウィルコム, 平成19年1月分	甲3の48
合計額			206,851		

別紙 3 - 1 岡南均の収支報告書

1 平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日に係るもの（甲 4 の 1）

(1) 収入 63 万 0000 円

(2) 支出 63 万 0000 円

 ア 研究研修費 21 万 3893 円

 イ 資料購入費 19 万 1263 円

 ウ 事務所費 22 万 4844 円

(3) 残額 0 円

2 平成 19 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日に係るもの（甲 4 の 2）

(1) 収入 21 万 0000 円

(2) 支出 21 万 0000 円

 ア 研究研修費 1 万 7920 円

 イ 資料購入費 8 万 8735 円

 ウ 事務所費 10 万 3345 円

(3) 残額 0 円

別紙3-2 岡南均前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	18. 4. 20	5,760	4/21~4/23セミナー関係(4/21 1日まるごと教育フェア、4/22パフォーマンススコアカード)資料あり	甲4の3
	2	18. 4. 23	13,600	番号1は(株)エアトラベル徳島、高速バス代金、番号2は平安会館、宿泊料金(2泊、朝食代金1200円×2食を除く)	甲4の4
	3	18. 5. 1	5,100	5/6関西公共政策学会参加料	甲4の5
	4	18. 5. 27	3,000	5/27~28奈良ルネッサンスフォーラム	甲4の7
	5	18. 5. 27	1,000	番号4及び7は、本州四国連絡高速道路通行料金	甲4の6
	6	18. 5. 27	2,200	番号5は奈良ルネッサンスフォーラム参加費(支払先は「奈良の街がセミナーハウス」研究会)	甲4の9
	7	18. 5. 28	3,000	番号6は米山南館、宿泊料金	甲4の8
	8	18. 6. 5	13,200	6/2~6/5第8回日本NPO学会関係	甲4の10
	9	18. 5. 15	8,000	番号8はホテル代、番号9はNPO学会参加費(日本NPO学会)、番号10は会費(徳島日仏協会)	甲4の11
	10	18. 5. 15	5,000		甲4の11
	11	18. 7. 4	5,440	(株)エアトラベル徳島、7/5ホスピタリティ勉強会(大阪学院大学)	甲4の12
	12	18. 7. 18	5,440	(株)エアトラベル徳島、7/19第3回ホスピタリティビジネス研究会(大阪学院大学)	甲4の13
	13	18. 8. 4	5,000	日本の繁栄を考える会、竹村健一講演入場料	甲4の14
	14	18. 8. 24	21,630	(株)ビジネスコンサルタント、勉強会参加費	甲4の15
	15	18. 8. 25	5,000	徳島商工会議所、経営革新塾受講料	甲4の16
	16	18. 9. 27	63,000	日経フォーラム「世界経営者会議」事務局 10/23~25第8回世界経営者会議受講料	甲4の17
	17	18. 10. 11	15,403	(株)日本ナレッジセンター 10/25行政サービスの民間委託とその事例セミナー参加費	甲4の18
	18	18. 10. 21	6,120	(株)エアトラベル徳島、10/26中心市街地活性化セミナー(日経ホール)資料あり	甲4の19
	19	18. 10. 30	8,000	日本地方自治研究学会、会費	甲4の24
	20	18. 6. 19	6,000	日本自治学会、会費	甲4の25
	21	18. 5. 9	10,000	日本NPO学会、会費	甲4の26
	22	18. 8. 9	3,000	支払先の記載はあるが判読不可、会費	甲4の27
資料購入費	1	18. 4. 8	5,250	(株)宮脇書店徳島本店、書籍代	甲4の28
	2	18. 4. 17	5,775	(株)宮脇書店徳島本店、経済書代	甲4の29
	3	18. 5. 3	4,300	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の30
	4	18. 5. 7	5,565	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の31
	5	18. 5. 8	7,140	(株)紀伊國屋書店徳島店、書籍代	甲4の32
	6	18. 5. 11	7,140	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の33
	7	18. 5. 13	7,140	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の34
	8	18. 6. 18	5,355	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の35
	9	18. 7. 5	3,360	(株)紀伊國屋書店、書籍代	甲4の36
	10	18. 7. 9	7,149	(株)宮脇書店徳島本店、書籍代	甲4の37
	11	18. 8. 3	10,290	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の38
	12	18. 7. 19	7,665	(株)紀伊國屋書店、書籍代	甲4の39
	13	18. 8. 12	5,942	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の40
	14	18. 8. 19	6,458	(株)宮脇書店徳島本店、書籍代	甲4の41
	15	18. 8. 27	7,365	(株)宮脇書店徳島本店、本代	甲4の42
	16	18. 8. 30	6,215	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の43
	17	18. 9. 7	12,944	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の44
	18	18. 9. 16	1,680	(株)ジュンク堂書店、書籍代	甲4の45
	19	18. 10. 23	3,500	(株)日経出版販売、書籍代	甲4の46
	20	18. 11. 8	4,095	(株)紀伊國屋書店徳島店、書籍代	甲4の47
	21	18. 12. 3	8,505	(株)三省堂書店、書籍代(5冊)	甲4の48
	22	18. 4. 10	2,310	(株)官公庁通信社、資料代	甲4の59
	23	18. 4. 20	11,340	(株)官公庁通信社、資料代	甲4の60

別紙3-2 岡南均前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
	24	18. 4. 25	3,000	関西国際交流団体協議会, 資料代	甲4の61
	25	18. 5. 1	9,800	(株)日経BP, 「官業解放ビジネス」進出マニュアル	甲4の62
	26	18. 5. 15	7,500	(株)トリビューンしこく	甲4の63
	27	18. 10. 16	24,480	(株)ぎょうせい, ガパナンス	甲4の64
事務所費	1	18. 4. 5	2,878	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(3月分)	甲4の65
	2	18. 4. 5	2,625		甲4の66
	3	18. 5. 8	2,945	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(4月分)	甲4の67
	4	18. 5. 8	2,640		甲4の68
	5	18. 6. 5	7,350	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(5月分)	甲4の69
	6	18. 6. 5	2,631		甲4の70
	7	18. 7. 5	2,795	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(6月分)	甲4の71
	8	18. 7. 5	3,511		甲4の72
	9	18. 8. 7	2,689	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(7月分)	甲4の73
	10	18. 8. 7	2,591		甲4の74
	11	18. 9. 5	2,854	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(8月分)	甲4の75
	12	18. 9. 5	2,576		甲4の76
	13	18. 10. 5	7,090	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(9月分)	甲4の77
	14	18. 10. 5	2,579		甲4の78
	15	18. 11. 6	2,969	西日本電信電話(株), 事務所電話・FAX(10月分)	甲4の79
	16	18. 11. 6	2,857		甲4の80
	17	18. 4. 28	2,583	四国電力(株), 電気代(4月分)	甲4の81
	18	18. 5. 31	2,704	四国電力(株), 電気代(5月分)	甲4の82
	19	18. 6. 29	2,728	四国電力(株), 電気代(6月分)	甲4の83
	20	18. 7. 31	3,694	四国電力(株), 電気代(7月分)	甲4の84
	21	18. 8. 30	7,218	四国電力(株), 電気代(8月分)	甲4の85
	22	18. 9. 29	5,790	四国電力(株), 電気代(9月分)	甲4の86
	23	18. 10. 30	3,870	四国電力(株), 電気代(10月分)	甲4の87
	24	18. 5. 22	10,500	(有)よこた文具, コピー料金	甲4の88
	25	18. 8. 21	107,671	(有)よこた文具, パソコン	甲4の89
	26	18. 6. 26	105,000	事務所家賃(4~6月分, 1月3万5000円)	甲4の90
	27	18. 12. 12	210,000	事務所家賃(7~12月分, 1月3万5000円)	甲4の90
合計額			920,494	収支報告書の記載は, 事務所費が29万494円少ない。	

別紙3-3 岡南均後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	19. 3. 7	5,000	3/17~3/18日本NPO学会(大阪) 番号1は日本NPO学会, 参加料, 番号2は(株)エアトラベル徳島, 交通費 番号3は御堂筋ホテル, 宿泊費	甲4の20
	2	19. 3. 16	6,120		甲4の21
	3	19. 3. 17	6,800		甲4の22
資料購入費	1	19. 2. 3	5,600	(株)宮脇書店徳島本店, 本代	甲4の49
	2	19. 2. 7	15,925	(株)ジュンク堂書店, 書籍代	甲4の50
	3	19. 2. 10	13,725	(株)ジュンク堂書店, 書籍代	甲4の51
	4	19. 2. 18	7,245	(株)紀伊國屋書店徳島店, 書籍代	甲4の52
	5	19. 3. 3	13,425	(株)ジュンク堂書店, 書籍代	甲4の53
	6	19. 3. 8	7,350	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲4の54
	7	19. 3. 10	7,980	(株)宮脇書店徳島本店, 書籍代	甲4の55
	8	19. 3. 14	6,470	(株)宮脇書店徳島本店, 本代	甲4の56
	9	19. 3. 17	800	社会福祉法人大阪ボランティア協会, 書籍代	甲4の57
	10	19. 3. 27	10,215	(株)紀伊國屋書店徳島店, 書籍代	甲4の58
事務所費	1	19. 2. 20	105,000	事務所家賃(平成19年1月~3月分, 1月3万5000円)	甲4の92
合計額			211,655	収支報告書の記載は, 事務所費が1655円少ない。	

別紙４－１ 岸本和代の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲5の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 58万3735円

ア 研究研修費 6500円

イ 調査旅費 12万0771円

ウ 資料作成費 19万1200円

エ 資料購入費 8万4241円

オ 広報費 4万0805円

カ 広聴費 7万7158円

キ 事務所費 6万3060円

(3) 残額 4万6265円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲5の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 16万2438円

ア 資料作成費 7万5650円

イ 資料購入費 3万4235円

ウ 広報費 5700円

エ 広聴費 3万3035円

オ 事務所費 1万3818円

(3) 残額 4万7562円

別紙4-2 岸本和代前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	18. 10. 9	2,600	10/9淡路視察(北淡記念公園, 淡路夢舞台温室,	甲5の46
	2	18. 10. 9	2,800	花さじき)	甲5の47
	3	18. 10. 9	600	番号1及び2は交通費, 番号3は淡路夢舞台温室入館	甲5の48
	4	18. 10. 9	500	料, 番号4は野島断層保存館入館料	甲5の49
調査旅費	1	18. 4. 30	300	モラスコむぎ入館料	甲5の3
	2	18. 5. 5	5,000	5/5~5/7大阪市・神戸市視察(高速料金)	甲5の4
	3	18. 5. 5	700	視察先は, 大阪市立東洋陶磁美術館, 大阪市立科学	甲5の5
	4	18. 5. 5	700	館, 大阪府立中之島図書館, マリンピア神戸(神戸市	甲5の6
	5	18. 5. 6	500	立水産体験学習館)	甲5の7
	6	18. 5. 6	700	番号2及び10は本州四国連絡高速道路(株), 番号3	甲5の8
	7	18. 5. 6	300	は西日本高速道路(株)及び阪神高速道路(株), 番号	甲5の9
	8	18. 5. 7	500	4ないし6及び8は阪神高速道路(株), 番号9は西日	甲5の10
	9	18. 5. 7	200	本高速道路(株)	甲5の11
	10	18. 5. 7	5,200	番号7は大阪市立科学館駐車代金, 番号11はマリン	甲5の12
	11	18. 5. 7	200	ピア神戸駐車料金	甲5の13
	12	18. 5. 7	5,281	番号12はガソリン代	甲5の14
	13	18. 5. 7	4,600	番号13は宿泊代金((株)神戸ポートピアホテル)	甲5の15
	14	18. 5. 18	600	ナイスパーキング秋田町1丁目, 市民相談の際の駐車	甲5の16
	15	18. 6. 21	300	場代金	甲5の17
	16	18. 6. 22	43,880	ミニッツパーク24h中央通り第1, 富田小視察・スクー	甲5の18
	17	18. 6. 30	1,600	ルガード	甲5の19
	18	18. 7. 10	5,400	6/29~6/30都市農業視察(千代田区大手町(株)	甲5の20
	19	18. 7. 12	400	パソナ)	甲5の21
	20	18. 7. 12	2,100	番号16はトップツアー(株), 航空券・モノレール, JR,	甲5の22
	21	18. 7. 12	1,170	番号17は徳島空港駐車料金	甲5の23
	22	18. 8. 10	3,780	番号20は水郷めぐり乗船券	甲5の24
	23	18. 8. 10	7,600	番号21はタクシー料金(1480円+860円÷2)	甲5の25
	24	18. 7. 13	800	番号22は電車代(JR西日本)	甲5の26
	25	18. 7. 23	840	番号23は宿泊代(グリーンホテルYes近江八幡)	甲5の27
	26	18. 7. 23	310	番号24は視察の間の駐車場料金((財)徳島県企業公	甲5の28
	27	18. 7. 23	3,910	社, 1600円÷2)	甲5の29
	28	18. 7. 23	950	猪熊弦一郎現代美術館・丸亀市立中央図書館視察	甲5の30
	29	18. 8. 16	7,750	番号25は地図代(香川県)	甲5の31
	30	18. 8. 17	9,200	番号26は丸亀地下駐車場駐車代金	甲5の32
	31	18. 8. 17	500	番号27は高速道路料金	甲5の33
	32	18. 8. 17	500	番号28は猪熊弦一郎現代美術館入館料	甲5の34
	33	18. 8. 17	5,000	8/16~8/17城崎, 豊岡市視察(城崎:駅前商店街	甲5の35
資料作成費	1	18. 4. 4	5,587	とまちづくり, 城崎文芸館, 城崎麦わら細工伝承館, 日	甲5の40
	2	18. 5. 8	4,631	高町:植村直己冒険館)	甲5の41
	3	18. 6. 5	5,366	番号29及び30は高速道路料金	甲5の42
	4	18. 7. 4	8,532	番号31は城崎文芸館入館料	甲5の43
	5	18. 8. 4	28,518	番号32は植村直己冒険館入館料	甲5の44
	6	18. 9. 4	4,684	番号33はガソリン代	甲5の45
	7	18. 10. 4	6,479	インターネット通信費	甲5の50
	8	18. 11. 6	11,781	インターネット通信費	甲5の51
				インターネット通信費	甲5の52
				インターネット通信費	甲5の53
				インターネット通信費	甲5の54
				インターネット通信費	甲5の55
				インターネット通信費	甲5の56
				インターネット通信費	甲5の57

別紙4-2 岸本和代前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
	9	18. 12. 4	9,355	インターネット通信費	甲5の58
	10	18. 5. 24	1,220	ケースデンキ, PPC用紙	甲5の62
	11	18. 6. 27	880	ケースデンキ, データ記録用媒体	甲5の63
	12	18. 7. 4	19,303	ケースデンキ, インクカートリッジ・PPC用紙・パソコン 周辺機器	甲5の64
	13	18. 7. 7	2,997	カメラのキタムラ, デジカメプリント現像代	甲5の65
	14	18. 8. 29	1,738	文具館チャーリー, ラミネートフィルム代	甲5の66
	15	18. 11. 2	9,975	シマンテックストア, ウイルス対策ソフト	甲5の67
	16	18. 11. 9	6,048	PPC用紙	甲5の68
	17	18. 11. 29	712	PPC用紙	甲5の69
	18	18. 12. 21	1,990	(株)キタムラ, PPC用紙	甲5の70
	19	18. 12. 25	11,800	ノートパソコン用バッテリー	甲5の72
	20	18. 12. 26	4,190	ケースデンキ, インクカートリッジ	甲5の71
	21	18. 12. 26	40,000	ケースデンキ, インクジェットプリンター, インクカート リッジ, USB	甲5の73
	22	18. 8. 4	5,414	カメラのキタムラ, プリント代・インクカートリッジ	甲5の74
広報費	1	18. 4. 21	10,395	アイズ情報(有), 平成18年4月から12月の公明党徳 島市議団ホームページ管理費 51975円÷5	甲5の77
合計額			328,866	収支報告書における支出は58万3735円, 資料購入費, 広報費, 広聴費, 事務所費について領収書等の添付なし(合計25万4869 円)。	

別紙4-3 岸本和代後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 1. 4	9,381	インターネット通信費(KDDI消費税, KDDI DION)	甲5の59
	2	19. 2. 5	2,467	インターネット通信費(KDDI消費税, KDDI DION)	甲5の60
	3	19. 3. 5	2,709	インターネット通信費(KDDI消費税, KDDI DION)	甲5の61
	4	19. 1. 4	2,048	インターネット通信費(ウィルコム)	甲5の59
	5	19. 2. 5	12,742	インターネット通信費(ウィルコム)	甲5の60
	6	19. 3. 5	1,933	インターネット通信費(ウィルコム)	甲5の61
	7	19. 1. 17	2,190	モダンパック, テサゲミズタマP・フウトウカク2	甲5の75
	8	19. 3. 31	42,180	(株)コジマ, デジカメ・メモリーカード・ケース	甲5の76
広報費	1	19. 3. 12	3,300	アイズ情報(有), 公明党徳島市議団ホームページ サーバー管理料 平成19年1月～3月(16500円÷5)	甲5の78
合計額			78,950	支出報告書における支出は16万2438円, 広報費は収支報告書 におけるより2400円多い。資料購入費, 広聴費, 事務所費につい ては領収書添付がない。	

別紙５－１ 喜多宏思議員の収支報告書

１ 平成１８年４月１日から同年１２月３１日に係るもの（甲６の１）

（１）収入	６３万００００円
（２）支出	６３万００００円
ア 調査旅費	３万５４９０円
イ 資料作成費	２９万６２９９円
ウ 資料購入費	１３万９３２９円
エ 広報費	５０００円
オ 広聴費	８万５０５５円
カ 事務所費	６万８８２７円
（３）残額	０円

２ 平成１９年１月１日から同年３月３１日に係るもの（甲６の２）

（１）収入	２１万００００円
（２）支出	２１万００００円
ア 資料作成費	１万９５３０円
イ 資料購入費	１万９７２５円
ウ 広聴費	１０万７２０１円
エ 事務所費	６万３５４４円
（３）残額	０円

別紙5-2 喜多宏思前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 4. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(3月分)	甲6の3
	2	18. 5. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(4月分)	甲6の4
	3	18. 6. 12	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(5月分)	甲6の5
	4	18. 7. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(6月分)	甲6の6
	5	18. 8. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(7月分)	甲6の7
	6	18. 9. 11	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(8月分)	甲6の8
	7	18. 10. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(9月分)	甲6の9
	8	18. 11. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(10月分)	甲6の10
	9	18. 12. 11	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(11月分)	甲6の11
資料購入費	1	18. 10. 17	15,000	支払先判読困難	甲6の15
	2	18. 11. 1	35,000	(株)ゼンリン, 住宅地図(徳島市他2冊)	甲6の16
広聴費	1	18. 5. 1	8,214	(株)NTTドコモ四国(4月分)	甲6の17
	2	18. 5. 31	10,102	(株)NTTドコモ四国(5月分)	甲6の18
	3	18. 6. 30	7,569	(株)NTTドコモ四国(6月分)	甲6の19
	4	18. 7. 31	10,075	(株)NTTドコモ四国(7月分)	甲6の20
	5	18. 8. 31	10,840	(株)NTTドコモ四国(8月分)	甲6の21
	6	18. 10. 2	9,811	(株)NTTドコモ四国(9月分)	甲6の22
	7	18. 10. 31	13,547	(株)NTTドコモ四国(10月分)	甲6の23
	8	18. 11. 30	14,897	(株)NTTドコモ四国(11月分)	甲6の24
事務所費	1	18. 4. 25	6,524	西日本電信電話(株)(4月分)	甲6の28
	2	18. 5. 25	7,990	西日本電信電話(株)(5月分)	甲6の29
	3	18. 6. 26	7,961	西日本電信電話(株)(6月分)	甲6の30
	4	18. 7. 25	9,023	西日本電信電話(株)(7月分)	甲6の31
	5	18. 8. 25	9,204	西日本電信電話(株)(8月分)	甲6の32
	6	18. 9. 25	8,376	西日本電信電話(株)(9月分)	甲6の33
	7	18. 10. 25	10,747	西日本電信電話(株)(10月分)	甲6の34
	8	18. 11. 27	9,002	西日本電信電話(株)(11月分)	甲6の35
合計額			262,472	支出報告書の記載より, 資料作成費23万7709円, 資料購入費8万9329円が不足, 調査旅費, 不足分の資料作成費及び資料購入費, 広報費については領収書の提出がない。	

別紙5-3 喜多宏思後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 1. 10	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(平成18年12月分)	甲6の12
	2	19. 2. 13	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(平成19年1月分)	甲6の13
	3	19. 3. 12	6,510	ケーブルテレビ徳島(株)(平成19年2月分)	甲6の14
広聴費	1	19. 1. 4	13,832	(株)NTTドコモ四国(平成18年12月分)	甲6の25
	2	19. 1. 31	16,606	(株)NTTドコモ四国(平成19年1月分)	甲6の26
	3	19. 2. 28	16,918	(株)NTTドコモ四国(平成19年2月分)	甲6の27
事務所費	1	19. 1. 25	14,737	西日本電信電話(株)(平成19年1月分)	甲6の36
	2	19. 2. 26	8,686	西日本電信電話(株)(平成19年2月分)	甲6の37
	3	19. 3. 26	9,960	西日本電信電話(株)(平成19年3月分)	甲6の38
合計額			100,269	支出報告書の記載より、広聴費5万9845円、事務所費3万0161円が不足、資料購入費、不足分の広聴費及び事務所費については領収書の提出がない。	

別紙 6 - 1 小林和夫議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲7の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 調査旅費 5万6045円

イ 資料作成費 12万2083円

ウ 資料購入費 2万4589円

エ 広報費 15万366.5円

オ 広聴費 5万2402円

カ 事務所費 22万1216円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲7の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 19万6762円

ア 資料作成費 2万1979円

イ 資料購入費 4万5704円

ウ 広報費 4万5300円

エ 広聴費 1万9598円

オ 事務所費 6万4181円

(3) 残額 1万3238円

別紙6-2 小林和夫前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 4. 25	2,038	インターネット会費(支払先不明)	甲7の3
	2	18. 5. 25	2,055	インターネット会費(支払先不明)	甲7の4
	3	18. 6. 26	2,198	インターネット会費(支払先不明)	甲7の5
	4	18. 7. 25	2,164	インターネット会費(支払先不明)	甲7の6
	5	18. 8. 25	2,139	インターネット会費(支払先不明)	甲7の7
	6	18. 9. 25	2,223	インターネット会費(支払先不明)	甲7の8
	7	18. 10. 25	2,123	インターネット会費(支払先不明)	甲7の9
	8	18. 11. 27	2,030	インターネット会費(支払先不明)	甲7の10
	9	18. 12. 25	2,047	インターネット会費(支払先不明)	甲7の11
	10	18. 4. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(4月分), 支払額よりも少ない	甲7の15
	11	18. 5. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(5月分), 支払額よりも少ない	甲7の16
	12	18. 6. 26	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(6月分), 支払額よりも少ない	甲7の17
	13	18. 7. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(7月分), 支払額よりも少ない	甲7の18
	14	18. 8. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(8月分), 支払額よりも少ない	甲7の19
	15	18. 9. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(9月分), 支払額よりも少ない	甲7の20
	16	18. 10. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(10月分), 支払額よりも少ない	甲7の21
	17	18. 11. 27	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(11月分), 支払額よりも少ない	甲7の22
	18	18. 12. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(12月分), 支払額よりも少ない	甲7の23
広報費	1	18. 4. 21	10,395	アイズ情報(有), 平成18年4月から12月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 51975円÷5	甲7の27
	2	18. 4. 25	126,000	アイズ情報(有), HP更新・管理料(1万4000円×9ヶ月分)	甲7の30
広聴費	1	18. 4. 25	5,733	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年3月分)	甲7の32
	2	18. 5. 25	4,830	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年4月分)	甲7の33
	3	18. 6. 26	6,031	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年5月分)	甲7の34
	4	18. 7. 25	6,220	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年6月分)	甲7の35
	5	18. 8. 25	6,283	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年7月分)	甲7の36
	6	18. 9. 25	6,640	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年8月分)	甲7の37
	7	18. 10. 25	6,073	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年9月分)	甲7の38
	8	18. 11. 27	5,779	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年10月分)	甲7の39
	9	18. 12. 25	4,813	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年11月分)	甲7の40
事務所費	1	18. 4. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の44
	2	18. 5. 8	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の45
	3	18. 6. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の46
	4	18. 7. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の47
	5	18. 8. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の48
	6	18. 9. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の49
	7	18. 10. 10	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の50
	8	18. 11. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の51
	9	18. 12. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の52
合計額			372,901	収支報告書の記載よりも資料作成費が5万6104円, 広報費が1万7270円, 事務所費が10万3091円不足(領収書の添付がない)。調査旅費, 資料購入費も領収書の添付がない。合計で25万7099円の不足。	

別紙6-3 小林和夫後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 1. 25	2,021	インターネット会費(支払先不明)	甲7の12
	2	19. 2. 26	2,115	インターネット会費(支払先不明)	甲7の13
	3	19. 3. 26	2,189	インターネット会費(支払先不明)	甲7の14
	4	19. 1. 25	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(1月分), 支払額よりも少ない	甲7の24
	5	19. 2. 26	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(2月分), 支払額よりも少ない	甲7の25
	6	19. 3. 26	5,218	西日本電信電話(株), BフレッツF100(3月分), 支払額よりも少ない	甲7の26
広報費	1	19. 3. 12	3,300	アイズ情報(有), 平成19年1月から3月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 16500円÷5	甲7の29
	2	19. 1. 24	16,500	アイズ情報(有), サーバー管理料3ヶ月分	甲7の28
	3	19. 1. 24	25,500	アイズ情報(有), HP更新UP料金3ヶ月分	甲7の31
広聴費	1	19. 1. 25	5,842	KDDI(株), 携帯電話代(平成18年12月分)	甲7の41
	2	19. 2. 26	5,933	KDDI(株), 携帯電話代(平成19年1月分)	甲7の42
	3	19. 3. 26	7,823	KDDI(株), 携帯電話代(平成19年2月分)	甲7の43
事務所費	1	19. 1. 9	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の53
	2	19. 2. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の54
	3	19. 3. 7	13,125	日立キャピタル(株), コピー機リース料	甲7の55
	4	19. 2. 27	9,450	日本電子機器(株), 時刻表計算ソフト	甲7の56
合計額			135,702	収支報告書の記載よりも事務所費が1万5356円不足(領収書の添付がない)。資料購入費も領収書の添付がない。合計で6万1060円の不足。	

別紙 7-1 坂井積議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲8の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 調査旅費	11万5400円
イ 資料作成費	27万5410円
ウ 事務所費	23万9190円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲8の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	21万0000円
ア 資料作成費	21万0000円
(3) 残額	0円

別紙7-2 坂井積前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 10. 26	57,700	(株)エアトラベル徳島, 奄美・名瀬市	甲8の3
	2	18. 11. 17	57,700	(株)エアトラベル徳島, 奄美・名瀬市	甲8の4
資料作成費	1	18. 8. 31	278,000	(有)黒田電気商会, デジタル複合機	甲8の5
事務所費	1	18. 7. 31	239,190	(有)黒田電気商会, シュレッター・FAX代	甲8の6
合計額			632,590	資料作成費の支出は収支報告書の記載より, 2590円多い。	

別紙7-3 坂井積後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 1. 20	248,000	(有)黒田電気商会, パソコン1台・カラープリンター1台	甲8の7
合計額			248,000	資料作成費の支出は収支報告書の記載より, 3万8000円多い。	

別紙 8 - 1 佐々木健三議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲9の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	62万0995円
ア 資料作成費	14万0595円
イ 資料購入費	2万6000円
ウ 人件費	45万4400円
(3) 残額	9005円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲9の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	17万2825円
ア 資料作成費	1万1025円
イ 資料購入費	5000円
ウ 人件費	15万6800円
(3) 残額	3万7175円

別紙8-2 佐々木健三前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 4. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料3月分	甲9の3
	2	18. 5. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料4月分	甲9の4
	3	18. 6. 12	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料5月分	甲9の5
	4	18. 7. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料6月分	甲9の6
	5	18. 8. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料7月分	甲9の7
	6	18. 9. 11	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料8月分	甲9の8
	7	18. 10. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料9月分	甲9の9
	8	18. 11. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料10月分	甲9の10
	9	18. 12. 11	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料11月分	甲9の11
	10	18. 4. 3	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の15
	11	18. 5. 8	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の16
	12	18. 6. 5	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の17
	13	18. 7. 3	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の18
	14	18. 8. 3	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の19
	15	18. 9. 4	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の20
	16	18. 11. 6	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の21
	17	18. 12. 4	13,440	三洋電機クレジット(株), パソコンリース代金	甲9の22
資料購入費	1	18. 9. 26	7,500	(株)トリビューンしこく, 新聞購読料	甲9の8
	2	18. 7. 12	4,500	(株)毎朝新聞社, 新聞購読料	甲9の18
	3	18. 10. 27	4,500	(株)毎朝新聞社, 新聞購読料	甲9の9
	4	18. 12. 19	4,500	(株)毎朝新聞社, 新聞購読料	甲9の22
	5	18. 12. 20	5,000	東四国新聞社, 新聞購読料(1年分)	甲9の11
人件費	1	18. 4. 26	48,000	アルバイト代金4月分(800円×4時間×15日)	甲9の23
	2	18. 5. 31	48,000	アルバイト代金5月分(800円×4時間×15日)	甲9の24
	3	18. 6. 29	48,000	アルバイト代金6月分(800円×4時間×15日)	甲9の25
	4	18. 7. 28	48,000	アルバイト代金7月分(800円×4時間×15日)	甲9の26
	5	18. 8. 30	54,400	アルバイト代金8月分(800円×4時間×17日)	甲9の27
	6	18. 9. 29	51,200	アルバイト代金9月分(800円×4時間×16日)	甲9の28
	7	18. 10. 30	51,200	アルバイト代金10月分(800円×4時間×16日)	甲9の29
	8	18. 11. 30	48,000	アルバイト代金11月分(800円×4時間×15日)	甲9の30
	9	18. 12. 27	57,600	アルバイト代金12月分(800円×4時間×18日)	甲9の31
合計額			620,995		

別紙8-3 佐々木健三後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 1. 10	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料平成18年12月分	甲9の12
	2	19. 2. 13	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料平成19年1月分	甲9の13
	3	19. 3. 12	3,675	ケーブルテレビ徳島(株), インターネット利用料平成19年2月分	甲9の14
資料購入費	1	19. 1. 30	5,000	(株)東四国新聞社, 新聞購読料	甲9の32
人件費	1	19. 1. 30	60,800	アルバイト代金平成19年1月分(800円×4時間×19日)	甲9の32
	2	19. 2. 24	51,200	アルバイト代金平成19年2月分(800円×4時間×16日)	甲9の33
	3	19. 3. 24	44,800	アルバイト代金平成19年3月分(800円×4時間×14日)	甲9の34
合計額			172,825		

別紙 9 - 1 鈴江清議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲10の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 44万2414円

 ア 調査旅費 6万6390円

 イ 資料購入費 1万3000円

 ウ 広聴費 2万7294円

 エ 事務所費 33万5750円

(3) 残額 18万7586円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲10の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 11万1834円

 ア 調査旅費 4540円

 イ 資料購入費 5000円

 ウ 広聴費 6314円

 エ 事務所費 9万5980円

(3) 残額 9万8166円

別紙9-2 鈴江清前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
事務所費	1	18. 7. 1	10,750	柏木でんき, 扇風機代	甲10の3
	2	18. 12. 7	23,000	柏木でんき, ストープ代	甲10の4
	3	18. 12. 14	32,000	(有)伊藤硝子店, 事務所ドア取替え	甲10の5
	4	18. 12. 31	270,000	事務所貸借料(4月~12月分)	甲10の7
合計額			335,750	収支報告書掲記の事務所費以外の費目については領収書の添付がない。	

別紙9-3 鈴江清後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
事務所費	1	19. 1. 15	5,980	ホームセンターダイキ, オフィスチェア	甲10の6
	2	19. 3. 31	90,000	事務所貸借料(平成19年1月~3月分)	甲10の8
合計額			95,980	収支報告書掲記の事務所費以外の費目については領収書の添付がない。	

別紙10-1 田村慶徳議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの(甲11の1)

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 調査旅費 8万1620円

イ 資料作成費 17万2109円

ウ 資料購入費 4万9858円

エ 広報費 26万3907円

オ 広聴費 5万4882円

カ 事務所費 7624円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの(甲11の2)

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 18万3666円

ア 資料作成費 12万9477円

イ 資料購入費 9718円

ウ 広報費 1万8679円

エ 広聴費 2万2647円

オ 事務所費 3145円

(3) 残額 2万6334円

別紙10-2 田村慶徳前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 5. 10	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の3
	2	18. 6. 12	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の4
	3	18. 7. 10	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の5
	4	18. 8. 10	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の6
	5	18. 9. 11	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の7
	6	18. 10. 10	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の8
	7	18. 11. 10	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の9
	8	18. 12. 11	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の10
	9	18. 11. 13	61,000	(株)サンティー, デジタルカメラ一式(キャノンIXYDIGITAL-1000)	甲11の14
	10	18. 12. 11	30,450	(株)サンティー, デジカメプリント機(キャノンSFLPHYESI)	甲11の15
広報費	1	18. 7. 7	198,450	(株)サンティー, NECプロセクターHT30	甲11の16
	2	18. 4. 21	10,395	アイズ情報(有), 平成18年4月から12月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 51975円÷5	甲11の17
	3	18. 5. 1	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(4月分)	甲11の26
	4	18. 5. 31	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(5月分)	甲11の19
	5	18. 6. 30	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(6月分)	甲11の20
	6	18. 7. 31	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(7月分)	甲11の21
	7	18. 8. 31	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(8月分)	甲11の22
	8	18. 10. 2	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(9月分)	甲11の23
	9	18. 10. 31	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(10月分)	甲11の24
	10	18. 11. 30	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(11月分)	甲11の25
広聴費	1	18. 5. 1	5,680	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(4月分)	甲11の30
	2	18. 5. 31	5,680	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(5月分)	甲11の31
	3	18. 6. 30	5,575	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(6月分)	甲11の32
	4	18. 7. 31	6,333	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(7月分)	甲11の33
	5	18. 8. 31	10,970	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(8月分)	甲11の34
	6	18. 10. 2	8,969	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(9月分)	甲11の35
	7	18. 10. 31	5,680	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(10月分)	甲11の36
	8	18. 11. 30	5,995	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(11月分)	甲11の37
事務所費	1	18. 4. 18	486	(株)四国電力, 事務所電気代4月分	甲11の41
	2	18. 5. 19	615	(株)四国電力, 事務所電気代5月分	甲11の42
	3	18. 6. 19	394	(株)四国電力, 事務所電気代6月分	甲11の43
	4	18. 7. 19	429	(株)四国電力, 事務所電気代7月分	甲11の44
	5	18. 8. 17	1,387	(株)四国電力, 事務所電気代8月分	甲11の45
	6	18. 9. 20	2,685	(株)四国電力, 事務所電気代9月分	甲11の46
	7	18. 10. 18	1,011	(株)四国電力, 事務所電気代10月分	甲11の47
	8	18. 11. 20	617	(株)四国電力, 事務所電気代11月分	甲11の48
合計額			460,665	収支報告書の記載よりも資料作成費が2万3787円, 広報費が1万4070円不足(領収書の添付がない)。調査旅費, 資料購入費も領収書の添付がない。合計で16万9335円の不足。	

別紙10-3 田村慶徳後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 1. 10	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の11
	2	19. 2. 13	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の12
	3	19. 3. 12	7,109	NECBIGLOBE, インターネット利用料	甲11の13
広報費	1	19. 3. 12	3,300	アイズ情報(有), 公明党徳島市議団ホームページ サーバー管理料 平成19年1月~3月(16500円÷5)	甲11の18
	2	19. 1. 4	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(平成18 年12月分)	甲11の27
	3	19. 1. 31	5,124	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(平成19 年1月分)	甲11の28
	4	19. 2. 28	5,131	(株)NTTDコモ四国, インターネット接続PIN(平成19 年2月分)	甲11の29
広聴費	1	19. 1. 4	5,680	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(平成18年12 月分)	甲11の38
	2	19. 1. 31	5,684	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(平成19年1月 分)	甲11の39
	3	19. 2. 28	11,283	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話使用料(平成19年2月 月分)	甲11の40
事務所費	1	19. 1. 19	1,497	四国電力(株), 事務所電気代平成19年1月分	甲11の49
	2	19. 2. 20	1,260	四国電力(株), 事務所電気代平成19年2月分	甲11の50
	3	19. 3. 19	388	四国電力(株), 事務所電気代平成19年3月分	甲11の51
合計額			65,798	収支報告書の記載よりも資料作成費が10万8150円不足(領収 書の添付がない)。資料購入費も領収書の添付がない。合計で11 万7868円の不足。	

別紙 11-1 中本美保子議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲12の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 62万9535円

ア 調査旅費 30万7949円

イ 資料作成費 5万5984円

ウ 資料購入費 8万6949円

エ 広報費 5万7895円

オ 広聴費 9万9073円

カ 事務所費 2万1685円

(3) 残額 465円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲12の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 21万0000円

ア 調査旅費 10万1231円

イ 資料作成費 1万6196円

ウ 資料購入費 1万4408円

エ 広報費 3300円

オ 広聴費 4万1355円

カ 事務所費 3万3510円

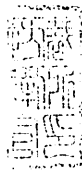
(3) 残額 0円

別紙11-2 中本美保子前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 7. 6	31,780	(株)ヤマダ電機, 電子辞書・ケース代	甲12の12
	2	18. 4. 1	12,800	マルイチ事務機械, コピー用紙・ダブルクリップ・蛍光ペン	甲12の13
	3	18. 9. 30	5,620	マルイチ事務機械, コピー用紙・ユニプロッキー	甲12の14
	4	18. 11. 6	4,280	マルイチ事務機械, FAX用紙・ボールペン二箱	甲12の15
	5	18. 12. 6	1,504	(有)紙喜紙文具店, クリップ・スペアインク代	甲12の16
資料購入費	1	18. 12. 11	17,535	(株)セイコー, 地図代(セイコーマップ)	甲12の19
広報費	1	18. 4. 21	10,395	アイズ情報(有), 平成18年4月から12月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 51975円÷5	甲12の20
	2	18. 12. 11	29,400	徳島ケーブルテレビ(株), 平成18年4月～11月ネット利用料(3675円/月)	甲12の22
広聴費	1	18. 5. 24	1,340	(有)四国タクシー, 調査	甲12の3
	2	18. 5. 31	1,420	宝タクシー(株), 調査	甲12の4
	3	18. 6. 7	1,900	宝タクシー(株), 調査	甲12の5
	4	18. 6. 14	1,670	宝タクシー(株), 調査	甲12の6
	5	18. 7. 5	1,420	(有)四国タクシー, 調査	甲12の7
	6	18. 8. 2	1,660	宝タクシー(株), 聴き取り調査	甲12の8
	7	18. 9. 2	1,340	(株)宝タクシー, 調査	甲12の9
	8	18. 10. 15	3,020	(有)渭東タクシー, 調査	甲12の10
	9	18. 12. 20	1,260	(有)四国タクシー, 調査	甲12の11
	10	18. 12. 27	15,100	(株)新日本法規出版, デジタルボイスレコーダー	甲12の24
事務所費	1	18. 4. 24	4,425	支払先判読不能, 文具類	甲12の26
	2	18. 9. 23	2,160	(有)ゴトウダ, スタンプ台・認印代	甲12の27
	3	18. 11. 20	15,100	マルイチ事務機械, FAX用紙・インク代	甲12の28
合計			165,129	収支報告書における支出は62万9535円, 収支報告書の記載より資料購入費6万9414円, 広報費1万8100円, 広聴費6万8943円不足(領収書添付なし), 調査旅費についても領収書の添付がない。	

別紙11-3 中本美保子後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 2. 1	3,389	(有)紙喜紙文具店, 文具代	甲12の17
	2	19. 3. 21	12,807	附家書店, 書類整理用クリアホルダーなど	甲12の18
広報費	1	19. 3. 12	3,300	アイズ情報(有), 平成19年1月から3月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 16500円÷5	甲12の21
広聴費	1	19. 3. 12	11,025	徳島ケーブルテレビ(株), 平成18年12月, 平成19年1月, 2月ネット利用料(3675円/月)	甲12の23
	2	19. 3. 18	12,798	(株)ジョイメイト, セキュリティーソフト・インク代	甲12の25
事務所費	1	19. 1. 8	5,160	(株)ジョイメイト, パソコンケース・アダプタ	甲12の29
	2	19. 1. 9	28,350	(有)ジェイン, トナーカートリッジ代	甲12の30
合計額			76,829	収支報告書における記載は21万円, 収支報告書における記載より 広聴費1万7532円不足(領収書の添付なし), 調査研究費・資料 購入費については領収書の添付がない。	



別紙 12-1 西村幹展議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲13の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 資料作成費 2万9280円

イ 資料購入費 17万7792円

ウ 広聴費 40万6128円

エ 事務所費 1万6800円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲13の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 21万0000円

ア 資料作成費 13万1520円

イ 資料購入費 1万8350円

ウ 広聴費 6万0130円

(3) 残額 0円

別紙12-2 西林幹展前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 6. 7	29,280	ケーズデンキ, 電子辞書代	甲13の3
資料購入費	1	18. 4. 3	3,444	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の5
	2	18. 4. 8	1,979	(株)旭屋書店, 書籍代(3冊)	甲13の6
	3	18. 4. 11	5,716	(株)旭屋書店, 書籍代(4冊)	甲13の7
	4	18. 5. 1	3,927	(株)旭屋書店, 書籍代(4冊)	甲13の8
	5	18. 5. 2	3,789	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の9
	6	18. 5. 26	3,634	(株)旭屋書店, 書籍代(3冊)	甲13の10
	7	18. 5. 27	2,688	(株)旭屋書店, 書籍代(3冊)	甲13の11
	8	18. 6. 7	5,124	(株)旭屋書店, 書籍代(3冊)	甲13の12
	9	18. 6. 15	3,444	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の13
	10	18. 6. 27	2,079	(株)旭屋書店, 書籍代(1冊)	甲13の14
	11	18. 7. 17	2,896	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の15
	12	18. 7. 25	6,909	(株)旭屋書店, 書籍代(4冊)	甲13の16
	13	18. 7. 20	1,365	くまざわ書店, 本代	甲13の17
	14	18. 7. 27	1,680	ブックストア談, 本代	甲13の17
	15	18. 7. 28	4,514	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲13の18
	16	18. 7. 31	3,339	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の19
	17	18. 8. 20	5,185	(株)平惣, 書籍代	甲13の20
	18	18. 10. 10	1,720	あおい書店, 書籍代	甲13の20
	19	18. 8. 29	7,014	(株)旭屋書店, 書籍代(4冊)	甲13の21
	20	18. 8. 31	3,234	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の22
	21	18. 9. 11	3,339	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の23
	22	18. 10. 26	3,864	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の24
	23	18. 10. 30	3,423	(株)旭屋書店, 書籍代(3冊)	甲13の25
	24	18. 11. 6	3,288	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の26
	25	18. 11. 6	3,444	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の27
	26	18. 11. 8	4,179	(株)旭屋書店, 書籍代(2冊)	甲13の28
広聴費	1	18. 4. 5	7,433	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年3月分)	甲13の29
	2	18. 5. 8	12,402	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年4月分)	甲13の30
	3	18. 6. 5	12,302	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年5月分)	甲13の31
	4	18. 7. 5	8,780	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年6月分)	甲13の32
	5	18. 8. 7	13,944	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年7月分)	甲13の33
	6	18. 9. 5	11,921	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年8月分)	甲13の34
	7	18. 10. 5	15,002	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年9月分)	甲13の35
	8	18. 11. 6	16,636	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年10月分)	甲13の36
	9	18. 12. 5	12,165	西日本電信電話(株), 電話料金(平成18年11月分)	甲13の37
	10	18. 4. 10	25,711	KDDI(株), 携帯電話料金(2月分)	甲13の40
	11	18. 5. 10	31,110	KDDI(株), 携帯電話料金(3月分)	甲13の41
	12	18. 6. 12	35,444	KDDI(株), 携帯電話料金(4月分)	甲13の42
	13	18. 7. 10	31,559	KDDI(株), 携帯電話料金(5月分)	甲13の43
	14	18. 8. 10	32,986	KDDI(株), 携帯電話料金(6月分)	甲13の44
	15	18. 9. 11	32,811	KDDI(株), 携帯電話料金(7月分)	甲13の45
	16	18. 10. 10	37,362	KDDI(株), 携帯電話料金(8月分)	甲13の46
	17	18. 11. 10	36,146	KDDI(株), 携帯電話料金(9月分)	甲13の47
	18	18. 12. 11	33,031	KDDI(株), 携帯電話料金(10月分)	甲13の48
事務所費	1	18. 6. 20	16,800	(株)沢近電気商会, 事務所用電気スタンド代	甲13の51
合計額			548,042	収支報告書の記載より資料購入費8万2575円不足(領収書添付なし), 広聴費は617円多い。	

別紙12-3 西林幹展後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 2. 15	131,520	パソコンの診療所, パソコン代金	甲13の4
広聴費	1	19. 2. 5	12,558	西日本電信電話(株), 電話料金(平成19年1月分)	甲13の38
	2	18. 3. 5	8,717	西日本電信電話(株), 電話料金(平成19年2月分)	甲13の39
	3	19. 1. 10	26,157	KDDI(株), 携帯電話料金(平成18年11月分)	甲13の49
	4	19. 2. 13	36,149	KDDI(株), 携帯電話料金(平成18年12月分)	甲13の50
合計額			215,101	収支報告書の記載より支出額は5101円多い。資料購入費については領収書添付がない。広聴費は2万3451円多い。	

別紙 13-1 美馬秀夫議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲14の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 研究研修費	5万1100円
イ 調査旅費	11万5700円
ウ 資料購入費	1万6000円
エ 人件費	44万7200円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲14の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	20万9900円
ア 研究研修費	3万8000円
イ 調査旅費	6900円
ウ 資料購入費	5000円
エ 人件費	16万0000円
(3) 残額	100円

別紙13-2 美馬秀夫前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	(1)	18. 4. 8	16,600	4/17~4/18会派研修(高松)	甲14の4
	(2)	18. 4. 17	9,500	2は(株)エアトラベル徳島 3は金比羅タクシー, ジャンボタクシー利用代金	甲14の5
	3	18. 4. 4	15,000	自治ネット21, 年会費	甲14の9
	4	18. 8. 30	10,000	自治ネット21, 研修会費	甲14の9
調査旅費	1	18. 4. 7	59,200	(株)エアトラベル徳島, マイステイ東京3日間(4/14~)	甲14の3
	2	18. 4. 27	56,500	(株)エアトラベル徳島, マイステイ東京3日間(5/9~5/11)	甲14の6
人件費	1	18. 4. 1	270,000	政務調査費人件費(4月~12月分, 3万円/月)	甲14の12
	2	18. 4. 25	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の13
	3	18. 5. 26	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の14
	4	18. 6. 25	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の15
	5	18. 7. 31	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の16
	6	18. 8. 31	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の17
	7	18. 9. 30	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の18
	8	18. 10. 31	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の19
	9	18. 11. 30	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の20
	10	18. 12. 31	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の21
合計額			616,800	収支報告書の記載より人件費2800円多額である, 資料購入費については領収書の添付がない。	

別紙13-3 美馬秀夫後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	19. 3. 20	30,000	講師料	甲14の8
	2	19. 2. 1	8,000	徳島市佐古コミュニティ協議会, 部屋代	甲14の10
調査旅費	1	19. 2. 17	6,900	徳島バス(株), 大阪	甲14の7
人件費	1	19. 1. 22	100,000	政務調査費人件費(1月~3月分)	甲14の22
	2	19. 1. 26	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の23
	3	19. 2. 28	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の24
	4	19. 3. 20	20,000	政務調査費人件費(2万円)	甲14の25
合計額			204,900	資料購入費については領収書の添付がない。	

別紙 14-1 森井嘉一議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲15の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 調査旅費	39万9632円
イ 資料作成費	4万6200円
ウ 資料購入費	11万0500円
エ 事務所費	7万3668円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲15の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	21万0000円
ア 広報費	21万0000円
(3) 残額	0円

別紙14-2 森井嘉一前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 4. 19	6,800	(株)アパホテル, 宿泊代(会派研修, 富山市)	甲15の3
	2	18. 4. 20	9,072	ひだホテルプラザ, 宿泊代(会派研修, 高山市)	甲15の3
	3	18. 4. 17	35,900	(株)読売旅行, 旅行代金(4/24~25, 東京出張)	甲15の4
	4	18. 5. 10	13,710	5/10~11大阪出張視察 徳島バス(株)・高速バス代金, 東横イン・宿泊代, (株) 湊町開発センター	甲15の5 甲15の6
	5	18. 5. 13	8,830	5/13~14(高知出張(朝市, 商店街他) 四国旅客鉄道(株)・JR代, ビジネスホテルオールウェ イズ・ホテル代	甲15の7 甲15の8
	6	18. 6. 28	107,720	(株)エアトラベル徳島, 旅費・宿泊費(7/1~3旭川 市視察)	甲15の9
	7	18. 7. 8	100,000	(株)エアトラベル徳島, 旅費・宿泊費(7/12~16米 国視察, 水辺開発)	甲15の10
	8	18. 7. 30	57,400	(株)エアトラベル徳島, 航空券代(東京出張, 道の駅 について)	甲15の11
	9	18. 9. 24	42,200	(株)エアトラベル徳島, 9/25~26東京出張(国交 省)	甲15の12
	10	18. 11. 26	18,000	徳島バス(株), 11/26~28東京出張	甲15の13
資料購入費	1	18. 9. 6	110,500	ブックワン, 研修資料代	甲15の14
事務所費	1	18. 11. 11	181,860	ディー・コム(株), ノートパソコン代	甲15の15
合計額			691,992	収支報告書の記載より事務所費は10万8192円多い。資料作成 費については領収書の添付がない。後半については領収書の提出 が一切ない。	

別紙 15-1 吉本八恵議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲16の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 51万8012円

ア 調査旅費 5万7180円

イ 資料作成費 4万3203円

ウ 資料購入費 6万6215円

エ 広報費 25万9386円

オ 広聴費 6万1137円

カ 事務所費 3万0891円

(3) 残額 11万1988円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲16の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 14万1089円

ア 資料作成費 1万4730円

イ 資料購入費 1万2725円

ウ 広報費 7万6182円

エ 広聴費 3万3756円

オ 事務所費 3696円

(3) 残額 6万8911円

別紙15-2 吉本八恵前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	18. 9. 12	3,480	サンクスジャパン(株), メモリーフラッシュ代	甲16の3
	2	18. 9. 12	39,723	カメラのキタムラ, デジタルカメラ購入費	甲16の4
資料購入費	1	18. 6. 20	1,700	(有)井上書房, 書籍購入代金	甲16の6
	2	18. 9. 29	19,740	(株)ゼンリン, 住宅地図購入代	甲16の7
広報費	1	18. 4. 4	4,694	NECBIGLOBE, インターネット利用料(1月分)	甲16の8
	2	18. 5. 8	4,694	NECBIGLOBE, インターネット利用料(2月分)	甲16の9
	3	18. 6. 5	4,694	NECBIGLOBE, インターネット利用料(3月分)	甲16の10
	4	18. 7. 4	4,694	NECBIGLOBE, インターネット利用料(4月分)	甲16の11
	5	18. 8. 4	4,694	NECBIGLOBE, インターネット利用料(5月分)	甲16の12
	6	18. 9. 4	4,694	NECBIGLOBE, インターネット利用料(6月分)	甲16の13
	7	18. 10. 4	6,794	NECBIGLOBE, インターネット利用料(7月分)	甲16の14
	8	18. 11. 6	6,794	NECBIGLOBE, インターネット利用料(8月分)	甲16の15
	9	18. 12. 4	6,794	NECBIGLOBE, インターネット利用料(9月分)	甲16の16
	10	18. 4. 21	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(4月分)	甲16の20
	11	18. 5. 10	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(5月分)	甲16の21
	12	18. 6. 15	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(6月分)	甲16の22
	13	18. 7. 3	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(7月分)	甲16の23
	14	18. 8. 2	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(8月分)	甲16の24
	15	18. 9. 15	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(9月分)	甲16の25
	16	18. 10. 12	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(10月分)	甲16の26
	17	18. 11. 9	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(11月分)	甲16の27
	18	18. 11. 28	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(12月分)	甲16の28
	19	18. 4. 21	10,395	アイズ情報(有), 平成18年4月から12月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 51975円÷5	甲16の32
	20	18. 6. 16	27,405	西日本電信電話(株), 光ファイバー設置工事費	甲16の34
合計額			308,489	収支報告書の記載よりも資料購入費が4万4775円, 広報費が1万5540円不足(領収書の添付がない)。調査旅費, 広聴費, 事務所費については領収書の添付がない。	

別紙15-3 吉本八恵後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 2. 4	14,730	(株)ジョイメイト, インク代	甲16の5
広報費	1	19. 1. 4	6,794	NECBIGLOBE, インターネット利用料(平成18年10月分)	甲16の17
	2	19. 2. 5	6,794	NECBIGLOBE, インターネット利用料(平成18年11月分)	甲16の18
	3	19. 3. 5	6,794	NECBIGLOBE, インターネット利用料(平成18年12月分)	甲16の19
	4	19. 1. 16	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(平成19年1月分)	甲16の29
	5	19. 1. 16	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(平成19年2月分)	甲16の30
	6	19. 1. 16	17,500	アイズ情報(有), HP更新管理料(平成19年3月分)	甲16の31
	7	19. 3. 12	3,300	アイズ情報(有), 平成19年1月から3月の公明党徳島市議団ホームページ管理費 16500円÷5	甲16の33
合計額			90,912	資料購入費, 広聴費, 事務所費については領収書の添付がない。	

別紙 16-1 岸本安治議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの(甲17の1)

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 研究研修費 1万8000円

イ 調査旅費 2万6100円

ウ 資料作成費 20万0947円

エ 資料購入費 17万4018円

オ 人件費 18万0000円

カ 事務所費 3万0935円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの(甲17の2)

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 21万0000円

ア 資料作成費 1万4114円

イ 資料購入費 7875円

ウ 広報費 9000円

エ 人件費 17万9011円

(3) 残額 0円

別紙16-2 岸本安治前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料購入費	1	18. 5. 25	97,400	毎日新聞出版開発本部, 図書購入費(世界遺産)	甲17の3
人件費	1	18. 6. 26	90,000	事務費(平成18年4月~6月分, 3万円/月)	甲17の4
	2	18. 9. 25	90,000	事務費(平成18年7月~9月分, 3万円/月)	甲17の5
事務所費	1	18. 8. 18	31,396	ダイキ(株), 研修会議机・イス	甲17の8
合計額			308,796	収支報告書の記載よりも資料購入費が7万6618円少ない(領収書の添付がない)。事務所費は461円多い。研究研修費, 調査旅費, 資料作成費については領収書の提出がない。	

別紙16-3 岸本安治後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
人件費	1	19. 1. 25	90,000	事務費(平成18年10月～12月分, 3万円/月)	甲17の6
	2	19. 3. 8	90,000	事務費(平成19年1月～3月分, 3万円/月)	甲17の7
合計額			180,000	収支報告書の記載よりも人件費が989円多い。資料作成費, 資料購入費, 広報費については領収書の提出がない。	

別紙 17-1 山口悦寛議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲18の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	54万9785円
ア 調査旅費	6万8598円
イ 資料作成費	2980円
ウ 資料購入費	1万6360円
エ 広聴費	2万0753円
オ 事務所費	44万1094円
(3) 残額	8万0215円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲18の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	12万5340円
ア 資料作成費	4038円
イ 資料購入費	1万6900円
ウ 広聴費	4094円
エ 事務所費	10万0308円
(3) 残額	8万4660円

別紙17-2 山口悦寛前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 4. 19	6,800	アパホテル(株), 宿泊代(富山視察)	甲18の3
	2	18. 4. 20	9,072	ひだホテルプラザ, 宿泊代(富山視察)	甲18の4
	3	18. 5. 21	21,660	四国旅客鉄道(株)(名古屋視察)	甲18の5
	4	18. 5. 28	300	名古屋科学館, 入館料	甲18の6
	5	18. 7. 4	5,450	岐阜視察	甲18の7
	6	18. 7. 4	5,650	番号5ないし7は, 高速道路料金(本州四国連絡高速道路(株), 中日本高速道路(株), 本州四国連絡高速道路(株))	甲18の8
	7	18. 7. 6	12,750	番号8は, ガソリン代(支払先判読不能)	甲18の9
	8		6,916		甲18の10
資料作成費	1	18. 9. 3	1,266	カメラのキタムラ, 写真現像代(フィルムプリント)	甲18の11
	2	18. 10. 12	1,714	カメラのキタムラ, 写真現像代(フィルムプリント)	甲18の12
資料購入費	1	18. 7. 24	2,400	アイ女性会議徳島県本部, I女のしんぶん	甲18の14
	2	18. 12. 27	2,400	アイ女性会議徳島県本部, I女のしんぶん	甲18の15
	3	18. 4. 30	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(4月分)	甲18の16
	4	18. 5. 31	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(5月分)	甲18の17
	5	18. 6. 30	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(6月分)	甲18の18
	6	18. 7. 31	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(7月分)	甲18の19
	7	18. 8. 31	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(8月分)	甲18の20
	8	18. 9. 30	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(9月分)	甲18の21
	9	18. 11. 30	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(11月分)	甲18の22
	10	18. 12. 28	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(12月分)	甲18の23
	11	18. 10. 23	5,160	社会新報徳島県総局, 社会新報4月~9月(860円/月)	甲18の27
広聴費	1	18. 4. 4	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(3月分)	甲18の29
	2	18. 4. 23	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(4月分)	甲18の30
	3	18. 6. 4	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(5月分)	甲18の31
	4	18. 7. 3	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(6月分)	甲18の32
	5	18. 7. 24	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(7月分)	甲18の33
	6	18. 9. 4	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(8月分)	甲18の34
	7	18. 10. 2	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(9月分)	甲18の35
	8	18. 10. 23	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(10月分)	甲18の36
	9	18. 11. 29	2,330	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(11月分)	甲18の37
	10	18. 12. 24	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(12月分)	甲18の38
事務所費	1	18. 4. 13	394	文具館チャーリー, 文具	甲18の41
	2	18. 8. 30	735	そごう, 文具	甲18の42
	3	18. 11. 15	6,720	そごう, 文具	甲18の44
	4	18. 11. 26	10,312	そごう, 文具	甲18の43
	5	18. 12. 9	4,935	そごう, 文具	甲18の45
	6	18. 12. 20	10,846	そごう, 文具	甲18の46
	7	18. 4. 28	2,586	ベスト電器, VTRテープ他	甲18の47

別紙17-2 山口悦寛前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
	8	18. 4. 28	966	ベスト電器, 電池	甲18の48
	9	18. 5. 27	4,346	ベスト電器, インクナー他	甲18の49
	10	18. 7. 3	1,596	ベスト電器, AVコード	甲18の50
	11	18. 11. 14	45,040	PC DEPOT, デジタルカメラ一式代金	甲18の51
	12	18. 11. 15	3,170	PC DEPOT, デジカメオプション	甲18の52
	13	18. 12. 25	89,240	ケースデンキ, 学習スタンド他	甲18の53
	14	18. 12. 29	242,285	PC DEPOT, パソコン	甲18の54
	15	18. 12. 29	17,923	PCDEPOT, 事務用品	甲18の55
合計額			549,785		

別紙17-3 山口悦寛後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料作成費	1	19. 3. 1	4,038	SNAPS! マルナカ徳島店, 写真現像料他	甲18の13
資料購入費	1	19. 3. 19	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(平成19年1月分)	甲18の24
	2	19. 3. 19	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(平成19年2月分)	甲18の25
	3	19. 3. 19	800	日本共産党徳島地区委員会, 「しんぶん赤旗」日曜版(平成19年3月分)	甲18の26
	4	19. 1. 31	14,500	(株)セイコー社, 地図	甲18の28
広聴費	1	19. 2. 1	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(平成19年1月分)	甲18の39
	2	19. 2. 28	2,047	NTTコミュニケーションズ(株), インターネット通信費(平成19年2月分)	甲18の40
事務所費	1	19. 2. 12	1,280	ベスト電器, サプライヒン	甲18の56
	2	19. 3. 28	16,590	(株)ジョイメイト, 商品代(モデム)	甲18の57
	3	19. 2. 8	12,728	(株)ベスト電器, AVコード他	甲18の58
	4	19. 3. 27	3,400	キダブン, 文具	甲18の59
	5	19. 3. 27	1,276	マルナカ徳島店, 文具	甲18の60
	6	19. 3. 15	1,575	100YEN PLAZA, 文具	甲18の61
	7	19. 3. 11	3,675	文具館チャーリー, 文具	甲18の62
	8	19. 3. 14	1,470	ザ・ダイソー, 文具	甲18の63
	9	19. 3. 27	22,858	そごう, 文具	甲18の64
	10	19. 3. 27	9,489	文具館チャーリー, 文具	甲18の65
	11	19. 1. 12	2,562	文具館チャーリー, 文具	甲18の66
	12	19. 2. 26	11,602	そごう, 文具	甲18の67
	13	19. 2. 12	8,680	文具館チャーリー, 文具	甲18の68
	14	19. 2. 7	3,123	文具館チャーリー, 文具	甲18の69
合計額			125,340		

別紙 18-1 村上稔議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲19の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 研究研修費	7万6305円
イ 調査旅費	21万9610円
ウ 資料作成費	2万7380円
エ 資料購入費	7万4535円
オ 広報費	12万8570円
カ 事務所費	10万3600円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲19の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	19万5996円
ア 資料作成費	3330円
イ 資料購入費	2940円
ウ 広報費	6万1850円
エ 広聴費	4800円
オ 人件費	10万9000円
カ 事務所費	1万4076円
(3) 残額	1万4004円

別紙18-2 村上稔前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 4. 9	400	西日本高速道路(株), 高速料金	甲19の3
	2	18. 4. 9	700	西日本高速道路(株), 高速料金	甲19の5
	3	18. 4. 9	700	西日本高速道路(株), 高速料金	甲19の6
	4	18. 4. 9	1,430	香川県玉藻町駐車場, 駐車料金	甲19の4
	5	18. 4. 24	39,200	(株)徳バス観光サービス, 4/21~22東京航空券	甲19の7
	6	18. 4. 24	38,900	(株)日本旅行, 5/7~8旅行代金(東京)	甲19の8 甲19の9
	7	18. 5. 21	3,550	西日本高速道路(株), 高速料金	甲19の10
	8	18. 5. 22	52,400	(株)徳バス観光サービス, 東京航空券	甲19の11
	9	18. 6. 2	38,200	(株)日本旅行, 6/10~旅費(東京)	甲19の12
	10	18. 7. 8	1,580	(株)日本交通	甲19の13
	11	18. 7. 10	27,850	(株)徳島観光サービス, 高速バス・JR・宿泊代(名古屋)	甲19の14
	12	18. 10. 9	1,800	本州四国連絡高速道路(株), 高速料金	甲19の15
	13	18. 10. 13	660	(株)グリーンキャブ	甲19の16
	14	18. 10. 13	900	宮園タクシー(株)	甲19の17
	15	18. 10. 25	4,860	徳島バス(株), 高速バス(京都)	甲19の18
	16	18. 11. 10	6,480	徳島バス(株), 高速バス(京都)	甲19の19
資料購入費	1	18. 4. 8	2,500	(株)ぎょうせい, 書籍代	甲19の20
	2	18. 4. 5	3,780	吉田謡曲書店, 本代金	甲19の21
	3	18. 4. 19	2,415	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の22
	4	18. 4. 29	619	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の23
	5	18. 5. 1	735	ブックシティ平惣, 本代金	甲19の24
	6	18. 5. 9	1,560	(株)平惣	甲19の25
	7	18. 5. 14	1,470	Booksサンガ, 本代	甲19の26
	8	18. 5. 15	2,100	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の27
	9	18. 6. 5	740	附家書店, 本代	甲19の28
	10	18. 6. 13	780	附家書店, 本代	甲19の29
	11	18. 6. 15	2,785	ヴィレッジバンガード, 本代	甲19の30
	12	18. 6. 23	880	(株)平惣, 本代	甲19の31
	13	18. 6. 28	5,145	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の32
	14	18. 7. 6	1,860	ブックシティ平惣, 本代金	甲19の33
	15	18. 7. 19	2,100	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の34
	16	18. 7. 30	3,045	(株)宮脇書店, 本代	甲19の35
	17	18. 8. 7	1,365	(株)宮脇書店, 本代	甲19の36
	18	18. 8. 17	2,610	(有)小山助學館	甲19の37
	19	18. 8. 15	1,520	グランド商事(株)宮脇書店, 本代	甲19の38
	20	18. 8. 24	3,150	フジグラン石井(ヴィレッジバンガード), 本代	甲19の39
	21	18. 9. 16	1,890	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の40
	22	18. 9. 24	1,680	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の41
	23	18. 9. 27	4,410	(株)ジュンク堂書店, 書籍代	甲19の42
	24	18. 9. 26	840	Booksサンガ, 本代	甲19の43
	25	18. 10. 6	1,767	カルチャーシティ平惣, 本代	甲19の44
	26	18. 10. 10	420	小山助學館, 文庫	甲19の45
	27	18. 10. 11	1,680	サティアブックシティ, 本代	甲19の46
	28	18. 10. 21	2,310	(株)平惣	甲19の47
	29	18. 10. 24	1,050	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の48
	30	18. 11. 21	1,949	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の49
	31		2,520	附家書店, 本代	甲19の50
	32	18. 11. 18	630	(株)平惣	甲19の51
	33	18. 12. 17	2,600	CAPとくしま, 本代	甲19の52
	34	18. 12. 17	630	HIRASOH, 文庫	甲19の53
事務所費	1	18. 5. 31	8,351	支払先判読不能, 文具	甲19の61 甲19の62 甲19の63

別紙18-2 村上稔前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
	2		1,128	支払先判読不能, 文具	甲19の64
	3	18. 8. 1	2,100	文具館チャーリー, 文具代	甲19の65
	4	18. 8. 7	286	(株)サカノ, 文具	甲19の66
	5	18. 8. 18	1,049	(株)サカノ, 文具	甲19の67
	6	18. 8. 24	4,242	文具館チャーリー, 文具代	甲19の68
	7	18. 8. 31	924	文具館チャーリー, 文具代	甲19の69
	8	18. 8. 31	1,575	プラザアレックスインテリアショップ, 整理箱	甲19の70
	9	18. 9. 15	8,620	文具館チャーリー, 文具代	甲19の71
	10	18. 9. 16	820	ベル, 文具	甲19の72
	11	18. 10. 24	105	支払先判読不能, 文具	甲19の73
	12	18. 10. 10	361	文具館チャーリー, 文具代	甲19の74
	13	18. 10. 22	394	セブン, 文具代	甲19の75
	14	18. 11. 4	300	ローソン, 文具	甲19の76
	15		796	パッケージプラザマルイチ, ファイル代	甲19の77
	16	18. 12. 24	1,528	サンクスジャパン(株), 文具代	甲19の78
	17	18. 12. 9	1,018	文具館チャーリー, 文具代	甲19の79
	18	18. 12. 28	2,320	文具館チャーリー, 文具代	甲19の80
	19	18. 5. 31	2,200	アートショップNAGAO, 文具	甲19の81
	20	18. 6. 6	2,000	アートショップNAGAO, 文具	甲19の82
	21	18. 4. 17	22,000	吉岡電機, ラン配線工事一式	甲19の83
	22	18. 4. 24	1,897	PC DEPOT, ウィルスセキュリティ代金	甲19の84
	23	18. 7. 13	36,800	(株)デオデオ, 電化製品代(OA機器)	甲19の86
	24	18. 7. 21	512	(株)サカノ, 文具	甲19の87
合計額			386,471	収支報告書の記載より全体で24万3529円不足。資料購入費9000円, 事務所費2274円については不足(領収書の添付なし)。研究研修費, 資料作成費, 広報費については領収書の添付なし。	

別紙18-3 村上稔後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料購入費	1	19. 2. 25	1,050	小山助学館, 本代	甲19の54
	2	19. 2. 22	1,890	(株)紀伊國屋書店, 書籍代	甲19の56
広報費	1	19. 2. 13	756	文具館チャーリー, 文具	甲19の55
	2	19. 1. 12	4,850	徳島島田郵便局, インクジェットはがき50円×97枚	甲19の57
人件費	1	19. 1. 25	39,000	支払先判読不能, データ処理	甲19の57
	2	19. 2. 26	44,000	支払先判読不能, データ処理	甲19の59
	3	19. 3. 25	26,000	支払先判読不能, データ処理	甲19の60
事務所費	1	19. 2. 23	2,100	(株)デオデオ, 商品代	甲19の58
	2	19. 2. 9	10,800	びっくり館宝島, 事務所備品	甲19の85
合計額			130,446	収支報告書の記載より全体で6万5550円不足, 広報費5万624円, 事務所費1176円不足(領収書の添付なし)。資料作成費広聴費については領収書の提出が一切ない。	

別紙19-1 笠井国利議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの(甲20の1)

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 研究研修費 2万6100円

イ 調査旅費 23万2140円

ウ 資料作成費 29万3685円

エ 資料購入費 5000円

オ 広報費 7万3075円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの(甲20の2)

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 21万0000円

ア 資料作成費 2万6980円

イ 資料購入費 3万9700円

ウ 広報費 14万3320円

(3) 残額 0円

別紙19-2 笠井国利前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	18. 4. 8	16,600	4/17~18会派研修(高松)	甲20の3
	2	18. 4. 17	9,500	番号1は(株)エアトラベル徳島, 番号2は金比羅タクシー, ジャンボタクシー利用代金	甲20の4
調査旅費	1	18. 4. 13	42,200	JR四国旅客鉄道(株), 旅費(東京)	甲20の5
	2	18. 6. 9	46,000	JR四国旅客鉄道(株), 航空券・宿泊代(東京)	甲20の6
	3	18. 6. 20	59,900	JR四国旅客鉄道(株), 旅行券・宿泊代(東京)	甲20の7
	4	18. 11. 15	84,040	JR四国旅客鉄道(株), 航空券・ホテル券代金(東京)	甲20の8
資料作成費	1	18. 12. 12	137,670	PC DEPOT, PC用モニター代	甲20の9
広報費	1	18. 12. 12	33,075	ケーブルテレビ徳島(株), 平成18年4月から同年12月利用料	甲20の12
	2	18. 12. 21	25,000	(株)MIC, ホームページ作成費	甲20の13
合計額			453,985	収支報告書の記載より資料作成費15万6015円不足, 広報費1万5000円不足(領収書添付なし)。資料購入費について領収書提出なし。	

別紙19-3 笠井国利後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料購入費	1	19. 3. 6	19,740	(株)ゼンリン, 地図代	甲20の10
	2	19. 3. 6	19,960	(株)セイコー社, 地図代	甲20の11
広報費	1	19. 1. 15	20,150	(株)MIC, ホームページ作成費	甲20の14
	2	19. 2. 13	146,950	郵便料金(ハガキ1通50円×2939通)	甲20の15
合計額			206,800	収支報告書の記載より広報費が2万3780円多い。資料作成費について領収書の提出なし。	

別紙 20-1 小林淳治議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲21の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 研究研修費	14万6750円
イ 調査旅費	7万0000円
ウ 資料購入費	1万2000円
エ 広報費	12万6000円
オ 広聴費	6万9561円
カ 人件費	19万0000円
キ 事務所費	1万5689円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲21の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	21万0000円
ア 研究研修費	4万7250円
イ 資料購入費	1万7500円
ウ 広報費	4万2000円
エ 広聴費	2万9548円
オ 人件費	6万0000円
カ 事務所費	1万3702円
(3) 残額	0円

別紙20-2 小林淳治前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	18. 5. 15	5,000	日本の繁栄を考える会, 講演会入場料	甲21の3
	2	18. 6. 5	47,250	社団法人内外情勢調査会, 平成18年4月~6月分会費	甲21の6
	3	18. 9. 7	47,250	社団法人内外情勢調査会, 平成18年7月~9月分会費	甲21の7
	4	18. 12. 4	47,250	社団法人内外情勢調査会, 平成18年10月~12月分会費	甲21の8
調査旅費	1	18. 5. 22	27,600	(株)日本旅行, 5/25~旅費(京都)	甲21の4
	2	18. 11. 15	42,400	(株)日本旅行, 11/27~旅費(東京)	甲21の5
資料購入費	1	18. 7. 27	12,000	選択出版(株), 雑誌「選択」の年間購読料(H18. 7~H19. 6)	甲21の12
広報費	1	18. 12. 20	126,000	(有)ホームページワークス, HP差替え(4回分)	甲21の11
人件費	1	18. 4. 30	20,000	人件費	甲21の13
	2	18. 5. 31	20,000	人件費	甲21の14
	3	18. 6. 30	20,000	人件費	甲21の15
	4	18. 7. 31	20,000	人件費	甲21の16
	5	18. 8. 31	20,000	人件費	甲21の17
	6	18. 9. 30	20,000	人件費	甲21の18
	7	18. 10. 31	20,000	人件費	甲21の19
	8	18. 11. 30	20,000	人件費	甲21の20
	9	18. 12. 28	30,000	人件費	甲21の21
合計額			544,750	広聴費, 事務所費については領収書の添付なし。	

別紙20-3 小林淳治後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1	19. 3. 12	47,250	社団法人内外情勢調査会, 平成19年1月~3月分会費	甲21の9
広報費	1	19. 3. 30	42,000	(有)ホームページワークス, ホームページ作成費	甲21の10
人件費	1	19. 1. 31	20,000	人件費	甲21の22
	2	19. 2. 28	20,000	人件費	甲21の23
	3	19. 3. 30	20,000	人件費	甲21の24
合計額			149,250	資料購入費, 広聴費, 事務所費については領収書の添付なし。	

別紙 21-1 折目信也議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲22の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 調査旅費	51万3976円
イ 資料作成費	1万1260円
ウ 資料購入費	10万4764円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲22の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	21万0000円
ア 調査旅費	10万8102円
イ 資料作成費	9万3498円
ウ 資料購入費	8400円
(3) 残額	0円

別紙21-2 折目信也前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 4. 18	47,500	番号1は日本航空, 運賃・料金	甲22の3
	2	18. 4. 19	1,250	番号2は徳島空港, 駐車場代	甲22の4
	3	18. 4. 18	2,180	番号3は日本交通, タクシー代	甲22の5
	4	18. 4. 18	13,745	番号4は品川プリンスホテル, 宿泊代(朝食代除く)	甲22の6
	5	18. 4. 30	10,000	中央タクシーグループ, タクシー代	甲22の7
	6	18. 5. 8	51,320	トップツアー(株), 旅費(近畿方面)	甲22の8
	7	18. 6. 6	5,170	金比羅タクシー, タクシー代	甲22の9
	8	18. 6. 28	1,780	盈進自動車(株), タクシー代	甲22の10
	9			6/29~7/1 朋友会会派研修	甲22の11
	10			旭山動物園, 札幌中央卸売市場, 札幌ノーザンホース	甲22の12
	11			パーク	甲22の13
	12			合計882735円(計7人, 1人あたり12万6105円)	甲22の14
	13			トップツアー(株)(6/26 50万円, 7/5 35万997	甲22の15
	14			5円)	甲22の16
	15			(株)ノーザンホースパーク(入場料, 7/1 500円×	甲22の17
	16			7人)	甲22の18
	17			旭山動物園(入園料, 6/30 580円×7人)	甲22の19
				徳島空港(6台分駐車料金 7/1 1万5200円)	甲22の20
	18	18. 7. 16	50,000	(有)らくらく旅行, バス代金(美馬市)	甲22の21
	19	18. 7. 21	17,100	トップツアー(株), 旅費(松山)	甲22の22
	20	18. 7. 25	2,500	トヨタ西日本交通, タクシー料金(7/25 大阪)	甲22の23
	21	18. 8. 5	1,580	(有)蔵本タクシー, タクシー料金	甲22の24
	22	18. 8. 5	1,340	(有)城南タクシー, タクシー料金	甲22の25
	23	18. 8. 6	1,340	(有)城南タクシー, タクシー料金	甲22の26
	24	18. 8. 27	28,600	日本航空, 運賃・料金	甲22の27
	25	18. 8. 28	28,600	日本航空, 運賃・料金	甲22の28
	26	18. 8. 28	2,180	京急交通(株), タクシー料金	甲22の29
	27	18. 8. 28	4,100	(株)三信交通, タクシー料金	甲22の30
	28		16,700	品川プリンスホテル, 宿泊料金	甲22の31
	29	18. 9. 3	3,200	JR四国バス(株), 高速バス代金	甲22の32
	30	18. 9. 3	1,060	新梅田交通(株), タクシー料金	甲22の33
	31	18. 9. 3	2,880	毎日交通(株), タクシー料金	甲22の34
	32	18. 9. 3	3,600	(株)南海国際旅行, 高速バス代金	甲22の35
	33	18. 9. 5	3,200	JR四国バス(株), 高速バス代金	甲22の36
	34	18. 9. 5	2,800	ベスト交通(株), タクシー料金	甲22の37
	35	18. 9. 5	2,800	ベスト交通(株), タクシー料金	甲22の38
	36	18. 9. 24	3,600	南海国際旅行, 高速バス代金(大阪市)	甲22の39
	37	18. 9. 24	3,200	JR四国バス(株), 高速バス代金(大阪市)	甲22の40
	38	18. 10. 11	3,200	JR四国バス(株), 高速バス代金(神戸市)	甲22の41
	39	18. 10. 20	67,720	トップツアー(株), 旅費(福岡市)	甲22の42
	40	18. 11. 20	5,000	(有)城南タクシー, タクシー料金	甲22の43
資料購入費	1	18. 8. 10	5,000	徳島政治新聞社, 新聞購読料	甲22の49
	2	18. 12. 6	5,000	徳島政治新聞社, 新聞購読料	甲22の50
	3	18. 6. 8	30,000	徳島甲飛会, 資料代	甲22の51
	4	18. 11. 14	3,500	日光山, 輪王寺本堂	甲22の52
合計額			558,850	収支報告書の記載より調査旅費は1374円多い。資料購入費は6万1264円不足(領収書の添付なし)。資料作成費についても領収書の添付なし。	

別紙21-3 折目信也後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	19. 1. 5	10,000	北島タクシー(株), タクシー料金	甲22の44
	2	19. 1. 30	13,000	花ちゃん代行, 代行タクシー代金	甲22の45
	3	19. 1. 26	76,120	トップツアー(株), 旅費(名古屋市, 東京都)	甲22の46
	4	19. 1. 8	3,000	(有)蔵本タクシー, タクシー代	甲22の47
	5	19. 2. 20	10,000	(有)城南タクシー	甲22の48
資料購入費	1	19. 2. 6	8,400	(株)トリビューンしこく, 資料代	甲22の53
合計額			120,520	収支報告書の記載より調査旅費は4018円多い。資料作成費は領収書の添付がない。	

別紙 22-1 板東實議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲23の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 研究研修費 12万6105円

イ 調査旅費 43万3760円

ウ 資料購入費 5000円

エ 広聴費 6万5135円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲23の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 19万6463円

ア 調査旅費 16万8080円

イ 資料購入費 5000円

ウ 広聴費 2万3383円

(3) 残額 1万3537円

別紙22-2 板東寛前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 4. 12	76,410	トップツアー(株), 旅費(東京)	甲23の3
	2	18. 10. 10	258,350	トップツアー(株), 旅費(北海道)	甲23の4
	3	18. 10. 25	35,000	(有)徳島夢旅行, 旅費(10/26~27 名古屋・静岡)	甲23の5
	4	18. 11. 2	72,000	トップツアー(株), 旅費(東京)	甲23の6
合計額			441,760	収支報告書の記載より調査旅費は, 8000円多い。研究研修費, 資料購入費, 広聴費については領収書の添付がない。	

別紙22-3 板東實後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	19. 2. 2	168,080	トップツアー(株), 旅費(2/5~7 沖縄)	甲23の7
合計額			168,080	資料購入費, 広聴費の領収書添付なし。	

別紙 23-1 広瀬和範議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲24の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 研究研修費	6万5100円
イ 調査旅費	27万6105円
ウ 資料購入費	9万2368円
エ 広聴費	17万1427円
オ 事務所費	2万5000円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲24の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	21万0000円
ア 資料購入費	3万3296円
イ 広報費	10万0117円
ウ 広聴費	6万0087円
エ 事務所費	1万6500円
(3) 残額	0円

別紙23-2 広瀬和範前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1		126,105	6/29~7/1朋友会会派研修	甲24の3
	2			旭山動物園, 札幌中央卸売市場, 札幌ノーザンホースパーク	甲24の4
	3			合計882735円(計7人, 1人あたり12万6105円)	甲24の5
	4			トップツアー(株)(6/26 50万円, 7/5 35万9975円)	甲24の6
	5			(株)ノーザンホースパーク(入場料, 7/1 500円×7人)	甲24の7
	6			旭山動物園(入園料, 6/30 580円×7人)	甲24の8
	7			徳島空港(6台分駐車料金 7/1 1万5200円)	甲24の9
	8				甲24の10
	9				甲24の11
	10	18. 8. 31	150,000	トップツアー(株), 北海道視察費	甲24の12
資料購入費	1	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス, セカイイサン(5月未納分)	甲24の13
	2	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の14
	3	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の15
	4	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の16
	5	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の17
	6	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の18
	7	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の19
	8	18. 6. 13	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の20
	9	18. 4. 19	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の21
	10	18. 4. 19	7,500	(株)トリビューンしこく	甲24の22
広聴費	1	18. 5. 1	24,342	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(4月分)	甲24の22 の2
	2	18. 5. 31	24,899	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(5月分)	甲24の27
	3	18. 6. 30	21,995	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(6月分)	甲24の27
	4	18. 7. 31	21,867	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(7月分)	甲24の27
	5	18. 8. 31	20,831	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(8月分)	甲24の27
	6	18. 10. 2	22,386	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(9月分)	甲24の27
	7	18. 10. 31	17,734	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(10月分)	甲24の27
	8	18. 11. 30	17,373	(株)NTTDコモ四国, 携帯電話料金(11月分)	甲24の27
事務所費	1	18. 12. 20	25,000	(株)トクジム, コピー機管理費	甲24の30
合計額			565,532	収支報告書の記載より資料購入費は632円多い。研究研修費については領収書の添付がない。	

別紙23-3 広瀬和範後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料購入費	1	19. 2. 2	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の23
	2	19. 2. 2	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の24
	3	19. 2. 2	9,500	(株)セントラルファイナンス	甲24の25
広報費	1	19. 2. 23	100,117	(有)アドプラネット, 活動報告作成費(3回分)	甲24の26
広聴費	1	19. 1. 4	16,999	(株)NTTドコモ四国, 携帯電話料金(平成18年12月分)	甲24の28
	2	19. 1. 31	20,386	(株)NTTドコモ四国, 携帯電話料金(平成19年1月分)	甲24の29
	3	19. 2. 28	22,702	(株)NTTドコモ四国, 携帯電話料金(平成19年2月分)	甲24の29
	4	19. 4. 2	26,968	(株)NTTドコモ四国, 携帯電話料金(平成19年3月分)	甲24の29
事務所費	1	19. 3. 31	16,500	(株)トクジム, コピー機管理費	甲24の31
合計額			232,172	収支報告書の記載より, 資料購入費4796円不足(領収書の添付がない)。広聴費は26968円多い。	

別紙 24-1 宮内春雄議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲25の1）

(1) 収入	63万0000円
(2) 支出	63万0000円
ア 研究研修費	12万6105円
イ 調査旅費	4万3685円
ウ 資料作成費	25万1028円
エ 資料購入費	2万7063円
オ 広報費	4万1160円
カ 事務所費	14万0959円
(3) 残額	0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲25の2）

(1) 収入	21万0000円
(2) 支出	21万0000円
ア 資料作成費	3万7464円
イ 資料購入費	4万4721円
ウ 広報費	3570円
エ 事務所費	12万4245円
(3) 残額	0円

別紙24-2 宮内春雄前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1		126,105	6/29~7/1朋友会会派研修	甲25の3
	2			旭山動物園, 札幌中央卸売市場, 札幌ノーザンホースパーク	甲25の4
	3			合計882735円(計7人, 1人あたり12万6105円)	甲25の5
	4			トップツアー(株)(6/26 50万円, 7/5 35万9975円)	甲25の6
	5			(株)ノーザンホースパーク(入場料, 7/1 500円×7人)	甲25の7
	6			旭山動物園(入園料, 6/30 580円×7人)	甲25の8
	7			徳島空港(6台分駐車料金 7/1 1万5200円)	甲25の9
	8				甲25の10
	9				甲25の11
資料作成費	1	18. 6. 20	258,000	(株)栄文堂, カラーコピー機代	甲25の12
広報費	1	18. 4. 25	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 4月分	甲25の13
	2	18. 5. 15	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 5月分	甲25の14
	3	18. 6. 26	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 6月分	甲25の15
	4	18. 7. 26	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 7月分	甲25の16
	5	18. 8. 15	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 8月分	甲25の17
	6	18. 9. 15	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 9月分	甲25の18
	7	18. 10. 16	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 10月分	甲25の19
	8	18. 11. 15	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 11月分	甲25の20
事務所費	1	18. 4. 11	6,679	西日本電信電話(株), 3月分	甲25の21
	2		8,376	西日本電信電話(株), 4月分	甲25の23
	3	18. 6. 8	11,800	西日本電信電話(株), 5月分	甲25の24
	4	18. 6. 27	3,644	西日本電信電話(株), 6月分	甲25の25
	5	18. 7. 21	5,836	西日本電信電話(株), 7月分	甲25の26
	6	18. 8. 21	10,627	西日本電信電話(株), 8月分	甲25の27
	7	18. 9. 21	9,467	西日本電信電話(株), 9月分	甲25の28
	8	18. 10. 19	2,819	西日本電信電話(株), 10月分	甲25の29
	9	18. 11. 28	11,822	西日本電信電話(株), 11月分	甲25の30
	10	18. 4. 28	16,623	四国電力(株), 電気料金(3月分)	甲25の31
	11	18. 4. 25	11,056	四国電力(株), 電気料金(4月分)	甲25の36
	12	18. 5. 29	8,434	四国電力(株), 電気料金(6月分)	甲25の37
	13	18. 8. 28	20,150	四国電力(株), 電気料金(9月分)	甲25の38
	14	18. 9. 27	10,206	四国電力(株), 電気料金(10月分)	甲25の39
	15	18. 10. 26	3,420	四国電力(株), 電気料金(11月分)	甲25の40
合計額			553,624	収支報告書の記載より資料作成費6972円多い。広報費は1万2600円不足(領収書の添付なし)。調査旅費, 資料購入費は領収書の添付がない。	甲25の41

別紙24-3 宮内春雄後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
広報費	1	19. 2. 15	3,570	国府町農事放送農業協同組合, 平成19年2月分	甲25の22
事務所費	1	19. 2. 5	8,280	西日本電信電話(株), 平成19年1月分	甲25の32
	2	19. 3. 1	5,506	西日本電信電話(株), 平成19年2月分	甲25の33
	3	19. 3. 26	20,441	西日本電信電話(株), 平成19年3月分	甲25の34
	4	19. 3. 26	4,069	西日本電信電話(株), 平成19年3月分	甲25の35
	5	19. 3. 5	6,070	四国電力(株), 電気料金(平成19年2月分)	甲25の42
	6	19. 2. 2	18,000	(株)栄文堂, 事務用機	甲25の43
	7	19. 1. 12	25,000	(株)栄文堂, 切断機	甲25の44
合計額			90,936	収支報告書の記載より事務所費3万6879円不足(領収書の添付なし)。資料作成費, 資料購入費は領収書の添付がない。	

別紙 25-1 隅倉純爾議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲26の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 28万3455円

ア 研究研修費 12万6105円

イ 調査旅費 7万7775円

ウ 資料購入費 7万9575円

(3) 残額 34万6545円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲26の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 2万1525円

ア 資料購入費 2万1525円

(3) 残額 18万8475円

別紙25-2 隅倉純爾前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
研究研修費	1		126,105	6/29~7/1朋友会会派研修	甲26の3
	2			旭山動物園, 札幌中央卸売市場, 札幌ノーザンホースパーク	甲26の4
	3			合計882735円(計7人, 1人あたり12万6105円)	甲26の5
	4			トップツアー(株)(6/26 50万円, 7/5 35万9975円)	甲26の6
	5			(株)ノーザンホースパーク(入場料, 7/1 500円×7人)	甲26の7
	6			旭山動物園(入園料, 6/30 580円×7人)	甲26の8
	7			徳島空港(6台分駐車料金 7/1 1万5200円)	甲26の9
	8				甲26の10
	9				甲26の11
調査旅費	1	18. 6. 26	77,775	(株)JTB中国四国, 旅行代金(7/6 札幌・千歳)	甲26の12
合計額			203,880	資料購入費については領収書添付がない。後期分については領収書提出が一切ない。	

別紙 26-1 浜田義雄議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲27の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 48万1172円

ア 調査旅費 44万2205円

イ 資料購入費 5400円

ウ 広聴費 3万3567円

(3) 残額 14万8828円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲27の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 0円

(3) 残額 21万0000円

別紙26-2 浜田義雄前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1	18. 5. 6	40,000	トップツアー(株), 航空券代(東京)	甲27の3
	2	18. 5. 17	52,000	(株)サンツーリスト, 旅費(5/20~22, 阪神滋賀方面)	甲27の4
	3	18. 6. 20	49,600	トップツアー(株), クーポン代(東京八王子市)	甲27の5
	4		126,105	6/29~7/1 朋友会会派研修	甲27の6
	5			旭山動物園, 札幌中央卸売市場, 札幌ノーザンホースパーク	甲27の7
	6			合計882735円(計7人, 1人あたり12万6105円)	甲27の8
	7			トップツアー(株)(6/26 50万円, 7/5 35万9975円)	甲27の9
	8			(株)ノーザンホースパーク(入場料, 7/1 500円×7人)	甲27の10
	9			旭山動物園(入園料, 6/30 580円×7人)	甲27の11
	10			徳島空港(6台分駐車料金 7/1 1万5200円)	甲27の12
	11				甲27の13
	12				甲27の14
	13	18. 8. 3	55,800	トップツアー(株), 航空券代(越谷市)	甲27の15
	14	18. 8. 22	68,300	(株)サンツーリスト, 旅費(8/28~30, 東京方面)	甲27の16
	15	18. 11. 10	50,400	トップツアー(株), 航空券代(甲府)	甲27の17
					甲27の18
合計額			442,205	資料購入費, 広聴費については領収書の添付がない。後期は支出なし。	

別紙 27-1 三木明議員の収支報告書

1 平成18年4月1日から同年12月31日に係るもの（甲28の1）

(1) 収入 63万0000円

(2) 支出 63万0000円

ア 調査旅費 12万6105円

イ 資料作成費 6万8686円

ウ 資料購入費 11万7159円

エ 広聴費 31万8050円

(3) 残額 0円

2 平成19年1月1日から同年3月31日に係るもの（甲28の2）

(1) 収入 21万0000円

(2) 支出 21万0000円

ア 資料購入費 21万0000円

(3) 残額 0円

別紙27-2 三木明前期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
調査旅費	1		126,105	6/29~7/1 朋友会会派研修	甲28の3
	2			旭山動物園, 札幌中央卸売市場, 札幌ノーザンホースパーク	甲28の4
	3			合計882735円(計7人, 1人あたり12万6105円)	甲28の5
	4			トップツアー(株)(6/26 50万円, 7/5 35万9975円)	甲28の6
	5			(株)ノーザンホースパーク(入場料, 7/1 500円×7人)	甲28の7
	6			旭山動物園(入園料, 6/30 580円×7人)	甲28の8
	7			徳島空港(6台分駐車料金 7/1 1万5200円)	甲28の9
	8				甲28の10
	9				甲28の11
資料購入費	1	18. 4. 19	5,160	社会新報徳島県総局	甲28の12
	2	18. 10. 27	5,160	社会新報徳島県総局	甲28の13
	3	18. 4. 20	7,500	(株)トリビューンしこく	甲28の13
	4	18. 6. 28	4,048	(株)平惣, 図書代金	甲28の13
	5	18. 8. 21	1,365	(株)平惣, 図書代金	甲28の13
	6	18. 9. 25	43,000	政治・経済研究会	甲28の13
広報費	1	18. 7. 24	164,000	郵便局, 切手代(80円2000枚, 50円80枚)	甲28の15
	2	18. 12. 27	48,000	郵便局, 切手代(80円600枚)	甲28の16
	3	18. 7. 25	68,250	さくら印刷協業組合	甲28の17
	4	18. 8. 29	37,800	さくら印刷協業組合	甲28の18
合計額			510,388	収支報告書の記載より資料購入費5万926円不足(領収書の添付がない)。資料作成費については領収書の提出なし。	

別紙27-3 三木明後期支出明細

科目	番号	支出日	支出額	備考	証拠
資料購入費	1	19. 2. 15	169,700	PC DEPOT, パソコン代	甲28の14
	2	19. 3. 30	59,840	同和文献保存会	甲28の14
合計額			229,540	収支報告書の記載より資料購入費19540円多い。	

別紙 28

(議員名)

(認容金額)

岡孝治	合計	11万6249円
	内訳 前期分	9万3108円
	後期分	2万3141円
岡南均	合計	11万4410円
	内訳 前期分	4万6065円
	後期分	6万8345円
岸本和代	合計	18万9866円
	内訳 前期分	13万8466円
	後期分	5万1400円
喜多宏思	合計	23万8551円
	内訳 前期分	16万2885円
	後期分	7万5666円
小林和夫	合計	22万8376円
	内訳 前期分	16万5498円
	後期分	6万2878円
坂井積	合計	51万0871円
	内訳 前期分	34万2204円
	後期分	16万8667円
佐々木健三	合計	10万1080円
	内訳 前期分	9万3730円
	後期分	7350円
鈴江清	合計	28万7801円
	内訳 前期分	22万3814円
	後期分	6万3987円

田村慶徳	合計	3 5 万 6 6 7 6 円
	内訳	前期分 3 1 万 0 9 3 1 円
		後期分 4 万 5 7 4 5 円
中本美保子	合計	1 0 万 5 8 8 1 円
	内訳	前期分 6 万 5 8 2 1 円
		後期分 4 万 0 0 6 0 円
西村幹展	合計	4 4 万 3 1 9 5 円
	内訳	前期分 3 1 万 9 6 9 8 円
		後期分 1 2 万 3 4 9 7 円
美馬秀夫	合計	1 2 万 2 6 0 0 円
	内訳	前期分 1 1 万 5 7 0 0 円
		後期分 6 9 0 0 円
森井嘉一	合計	1 1 万 3 0 4 8 円
	内訳	前期分 1 1 万 3 0 4 8 円
		後期分 0 円
吉本八恵	合計	1 1 万 8 9 0 0 円
	内訳	前期分 9 万 2 0 9 5 円
		後期分 2 万 6 8 0 5 円
岸本安治	合計	2 万 0 4 7 0 円
	内訳	前期分 2 万 0 4 7 0 円
		後期分 0 円
山口悦寛	合計	3 0 万 6 6 7 6 円
	内訳	前期分 2 8 万 3 5 4 7 円
		後期分 2 万 3 1 2 9 円

村上稔	合計	5万0625円
	内訳	前期分 4万2025円
		後期分 8600円
笠井国利	合計	11万9343円
	内訳	前期分 11万9343円
		後期分 0円
折目信也	合計	48万6873円
	内訳	前期分 38万7871円
		後期分 9万9002円
板東實	合計	60万1840円
	内訳	前期分 43万3760円
		後期分 16万8080円
広瀬和範	合計	18万2010円
	内訳	前期分 13万0952円
		後期分 5万1058円
宮内春雄	合計	41万1787円
	内訳	前期分 30万6294円
		後期分 10万5493円
浜田義雄	合計	31万6100円
	内訳	前期分 31万6100円
		後期分 0円
三木明	合計	9万3594円
	内訳	前期分 0円
		後期分 9万3594円

これは正本である。

平成 23 年 12 月 9 日

徳島地方裁判所

裁判所書記官 横 山 敏 和

